

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 1 月31日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役会長 増田 真一

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 乙黒 亮祐
同 吉田 菜摘子

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 4781

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド
(Nomura Master Select - Global REIT Fund,
a Series Trust of Nomura Master Select)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
A クラス受益証券100億豪ドル（約9,308億円）を上限とします。
B クラス受益証券100億ニュージーランドドル（約8,313億円）を上限としま
す。
C クラス受益証券100億米ドル（約 1 兆242億円）を上限とします。

（注）豪ドル、NZ ドルおよび米ドルの各々の円貨換算は、2013年11月29日現在の株
式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（ 1 豪ドル = 93.08円、 1
NZ ドル = 83.13円および 1 米ドル = 102.42円）によります。以下、豪ドル、
NZ ドルおよび米ドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによりま
す。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、平成25年10月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況	更新
(3) 運用実績	(2) 運用実績	追加
(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	追加
5 その他 (4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 (3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド (Nomura Master Select - Global REIT Fund, a Series Trust of Nomura Master Select) (以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1) 投資状況

(2013年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	米国	53,197,094.98	62.99
	オーストラリア	7,429,096.09	8.80
	日本	5,492,495.25	6.50
	英国	5,146,176.66	6.09
	カナダ	4,160,897.53	4.93
	フランス	3,626,646.34	4.29
	シンガポール	2,100,811.03	2.49
	香港	1,204,943.47	1.43
	ドイツ	872,765.68	1.03
	オランダ	635,214.86	0.75
	ジャージー（チャネル諸島）	334,380.95	0.40
	スウェーデン	219,944.43	0.26
	フィンランド	113,032.65	0.13
	ノルウェー	101,403.71	0.12
	小計	84,634,903.63	100.22
現金、受取債権およびその他の資産（負債控除後）		-183,825.34	-0.22
純資産総額		84,451,078.29 (8,649,479,438円)	100.00

(注 1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。以下同様です。

(注 2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注 3) 米ドルの円貨換算は、2013年11月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝102.42円）によります。以下、米ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2012年12月1日から2013年11月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

米ドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2012年12月末日	26,998,008.63	2,765,136,044	11.97	1,226
2013年1月末日	29,624,556.22	3,034,147,048	12.31	1,261

2 月末日	37,184,026.35	3,808,387,979	12.45	1,275
3 月末日	45,494,827.24	4,659,580,206	12.66	1,297
4 月末日	52,812,246.67	5,409,030,304	13.27	1,359
5 月末日	57,741,851.77	5,913,920,458	12.61	1,292
6 月末日	48,738,114.55	4,991,757,692	12.23	1,253
7 月末日	48,189,969.21	4,935,616,646	12.18	1,247
8 月末日	47,280,244.19	4,842,442,610	11.48	1,176
9 月末日	48,385,241.53	4,955,616,438	11.91	1,220
10月末日	49,993,665.28	5,120,351,198	12.26	1,256
11月末日	47,909,509.81	4,906,891,995	11.71	1,199

豪ドル受益証券

	純資産総額		1 口当り純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2012年12月末日	42,064,693.52	3,915,381,673	11.73	1,092
2013年 1 月末日	43,380,651.10	4,037,871,004	12.05	1,122
2 月末日	43,243,491.18	4,025,104,159	12.17	1,133
3 月末日	43,560,806.16	4,054,639,837	12.39	1,153
4 月末日	43,603,444.52	4,058,608,616	12.98	1,208
5 月末日	43,447,359.23	4,044,080,197	12.33	1,148
6 月末日	40,863,557.76	3,803,579,956	11.94	1,111
7 月末日	38,748,985.10	3,606,755,533	11.89	1,107
8 月末日	35,797,137.28	3,331,997,538	11.20	1,042
9 月末日	37,159,900.35	3,458,843,525	11.63	1,083
10月末日	37,422,183.44	3,483,256,835	11.97	1,114
11月末日	34,408,858.43	3,202,776,543	11.41	1,062

（注）豪ドルの円貨換算は、2013年11月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 豪ドル = 93.08 円）によります。以下、豪ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

NZドル受益証券

	純資産総額		1 口当り純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2012年12月末日	8,981,521.85	746,633,911	11.72	974
2013年 1 月末日	8,836,362.73	734,566,834	12.05	1,002
2 月末日	9,041,359.94	751,608,252	12.17	1,012
3 月末日	8,916,990.61	741,269,429	12.38	1,029
4 月末日	9,260,454.66	769,821,596	12.98	1,079
5 月末日	8,030,123.67	667,544,181	12.32	1,024
6 月末日	7,643,710.04	635,421,616	11.94	993
7 月末日	7,577,999.40	629,959,090	11.89	988

8 月末日	7,258,090.70	603,365,080	11.21	932
9 月末日	7,444,066.21	618,825,224	11.64	968
10月末日	6,981,782.52	580,395,581	11.99	997
11月末日	6,321,753.84	525,527,397	11.45	952

（注）ニュージーランドドル（以下「NZドル」といいます。）の円貨換算は、2013年11月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1NZドル＝83.13円）によります。以下、NZドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

分配の推移

	米ドル受益証券		豪ドル受益証券		NZドル受益証券	
	（米ドル）	（円）	（豪ドル）	（円）	（NZドル）	（円）
2012年12月	0.04	4.10	0.07	6.52	0.06	4.99
2013年 1 月	0.04	4.10	0.07	6.52	0.06	4.99
2 月	0.04	4.10	0.07	6.52	0.06	4.99
3 月	0.04	4.10	0.07	6.52	0.06	4.99
4 月	0.04	4.10	0.07	6.52	0.06	4.99
5 月	0.04	4.10	0.07	6.52	0.06	4.99
6 月	0.04	4.10	0.07	6.52	0.06	4.99
7 月	0.04	4.10	0.07	6.52	0.06	4.99
8 月	0.04	4.10	0.07	6.52	0.06	4.99
9 月	0.04	4.10	0.07	6.52	0.06	4.99
10月	0.04	4.10	0.07	6.52	0.06	4.99
11月	0.04	4.10	0.07	6.52	0.06	4.99
設定来累計	1.64	167.97	2.87	267.14	2.46	204.50

収益率の推移

期間	収益率（％）（注）		
	米ドル受益証券	豪ドル受益証券	NZドル受益証券
2012年12月 1 日から2013年11月末日	3.92	6.61	6.01

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2013年11月末日の受益証券 1 口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2012年11月末日の受益証券 1 口当り純資産価格（分配落の額）

ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（％）（注）		
	米ドル受益証券	豪ドル受益証券	NZドル受益証券
2010年（2010年 5 月28日から2010年12月末日）	13.30	15.20	14.40
2011年（2011年 1 月 1 日から2011年12月末日）	0.09	1.71	0.72
2012年（2012年 1 月 1 日から2012年12月末日）	17.23	20.29	19.16

2013年（2013年1月1日から2013年11月末日）	1.50	3.84	3.33
------------------------------	------	------	------

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝暦年末（2013年については11月末日）の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

2010年の場合、以下の受益証券1口当り当初発行価格

米ドル受益証券	10米ドル
豪ドル受益証券	10豪ドル
NZドル受益証券	10NZドル

ファンドにはベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2012年12月1日から2013年11月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2013年11月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
米ドル受益証券	4,291,097 (4,291,097)	2,294,596 (2,294,596)	4,090,284 (4,090,284)
豪ドル受益証券	1,976,301 (1,976,301)	2,635,718 (2,635,718)	3,013,695 (3,013,695)
N Z ドル受益証券	243,900 (243,900)	493,560 (493,560)	552,060 (552,060)

(注) () の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本文の中間財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定を適用して、ファンドによって作成された中間財務書類の原文を翻訳したものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本文の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2013年11月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝102.42円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

（１）資産及び負債の状況

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド
（ケイマン籍の投資信託）
貸借対照表
（米ドル建てのシリーズ・トラスト）

	2013年10月31日		2013年 4 月30日	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
資産				
流動資産				
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融資産（注 2、3）	90,570,241	9,276,204	103,664,638	10,617,332
未収金：				
売却された有価証券	1,307,861	133,951	1,695,668	173,670
配当金	119,530	12,242	160,748	16,464
発行受益証券	454,066	46,505	3,080,222	315,476
保管会社報酬放棄による未収金	68,722	7,039	46,840	4,797
その他の資産	899	92	1,832	188
現金および現金同等物（注 2、3）	1,530,382	156,742	2,195,137	224,826
資産合計	94,051,701	9,632,775	110,845,085	11,352,754
負債				
流動負債				
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融負債（注 2、3）	804,782	82,426	380,605	38,982
未払金：				
取得された有価証券	1,148,598	117,639	1,368,360	140,147
買戻受益証券	673,951	69,026	2,860,074	292,929
投資顧問会社報酬（注 6）	77,101	7,897	81,367	8,334
保管会社報酬（注 5）	46,737	4,787	66,488	6,810
代行協会員報酬（注 7）	38,550	3,948	40,683	4,167
印刷費用	29,080	2,978	9,940	1,018
事務代行会社報酬（注 5）	25,773	2,640	33,387	3,419
専門家報酬	10,783	1,104	26,000	2,663
受託会社報酬（注 5）	1,738	178	2,520	258

管理会社報酬（注６）	1,542	158	1,627	167
負債（買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産を除く。）	2,858,635	292,781	4,871,051	498,893
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	91,193,066	9,339,994	105,974,034	10,853,861

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド
（ケイマン籍の投資信託）
包括利益計算書
（米ドル建てのシリーズ・トラスト）

	2013年10月31日に 終了した6ヶ月間		2013年4月30日に 終了した年度	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
収益				
受取配当金	1,814,435	185,834	3,246,959	332,554
受取利息	730	75	2,518	258
その他の収益	12	1	671	69
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融資産および金融負債ならびに為替取引に 係る実現純利益	206,657	21,166	9,233,067	945,651
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融資産および金融負債ならびに為替取引に 係る未実現評価益／（損）の純変動額	(11,356,024)	(1,163,084)	5,852,774	599,441
収益／（損失）合計	(9,334,190)	(956,008)	18,335,989	1,877,972
費用				
投資顧問会社報酬（注6）	474,467	48,595	748,583	76,670
代行協会員報酬（注7）	237,233	24,297	374,291	38,335
保管会社報酬（注5）	155,977	15,975	263,930	27,032
事務代行会社報酬（注5）	76,734	7,859	108,760	11,139
専門家報酬	25,477	2,609	90,015	9,219
印刷費用	19,670	2,015	39,018	3,996
管理会社報酬（注6）	9,489	972	14,971	1,533
受託会社報酬（注5）	5,149	527	10,068	1,031
前払登録費用	1,505	154	3,732	382
費用合計	1,005,701	103,004	1,653,368	169,338
保管会社報酬放棄額	(21,882)	(2,241)	(46,840)	(4,797)
費用（純額）	983,819	100,763	1,606,528	164,541
営業利益／（損失）	(10,318,009)	(1,056,770)	16,729,461	1,713,431
金融費用				
買戻可能受益証券保有者に対する分配 （注4）	(2,498,947)	(255,942)	(4,459,305)	(456,722)
分配後税引前利益／（損失）	(12,816,956)	(1,312,713)	12,270,156	1,256,709
源泉徴収税	(402,856)	(41,261)	(767,474)	(78,605)
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産の増加／（減少）	(13,219,812)	(1,353,973)	11,502,682	1,178,105

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド

（ケイマン籍の投資信託）

買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

（米ドル建てのシリーズ・トラスト）

	（米ドル）	（千円）
2012年4月30日現在	71,200,217	7,292,326
買戻可能受益証券の発行手取金	86,442,857	8,853,477
買戻可能受益証券の買戻支払金	(63,171,722)	(6,470,048)
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増加	11,502,682	1,178,105
2013年4月30日現在	105,974,034	10,853,861
買戻可能受益証券の発行手取金	32,292,329	3,307,380
買戻可能受益証券の買戻支払金	(33,853,485)	(3,467,274)
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の減少	(13,219,812)	(1,353,973)
2013年10月31日現在	91,193,066	9,339,994

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド
（ケイマン籍の投資信託）
キャッシュ・フロー計算書
（米ドル建てのシリーズ・トラスト）

	2013年10月31日に 終了した6ヶ月間		2013年4月30日に 終了した年度	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
営業活動によるキャッシュ・フロー				
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増加 / （減少）	(13,219,812)	(1,353,973)	11,502,682	1,178,105
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増加 / （減少）の営業活動における現金収入 / （支出）への調整：				
金融資産の購入	(64,447,783)	(6,600,742)	(109,998,258)	(11,266,022)
金融資産の売却手取金	66,965,332	6,858,589	91,845,976	9,406,865
損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債ならびに為替取引に係る実現純利益	(206,662)	(21,166)	(9,233,117)	(945,656)
損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債ならびに為替取引に係る未実現評価益 / （損）の純変動額	11,375,732	1,165,102	(5,870,079)	(601,213)
配当金に係る未収金の（増加） / 減少	41,218	4,222	(15,403)	(1,578)
その他の未収金の（増加） / 減少	(20,949)	(2,146)	(46,963)	(4,810)
その他の未払金の増加 / （減少）	(30,708)	(3,145)	70,377	7,208
営業活動による現金収入 / （支出）（純額）	456,368	46,741	(21,744,785)	(2,227,101)
財務活動によるキャッシュ・フロー				
買戻可能受益証券の発行手取金	34,918,485	3,576,351	84,774,203	8,682,574
買戻可能受益証券の買戻支払金	(36,039,608)	(3,691,177)	(61,998,586)	(6,349,895)
財務活動による現金収入 / （支出）（純額）	(1,121,123)	(114,825)	22,775,617	2,332,679
現金および現金同等物の純増加 / （減少）	(664,755)	(68,084)	1,030,832	105,578
現金および現金同等物の期首残高	2,195,137	224,826	1,164,305	119,248
現金および現金同等物の期末残高	1,530,382	156,742	2,195,137	224,826

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド

(ケイマン籍の投資信託)

財務書類に対する注記

2013年10月31日に終了した6ヶ月間（未監査）および2013年4月30日に終了した年度

(米ドル建てのシリーズ・トラスト)

注1 - 組織

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド（「ファンド」）は、ノムラ・マスター・セレクト（「トラスト」）のシリーズ・トラストであり、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）とノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの子会社であるグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）との間で締結された2009年8月7日付マスター信託証書および2010年3月19日付追補証書に基づき、ケイマン法の下に設立された。管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社（「投資顧問会社」）をファンドの投資顧問会社として任命している。ファンドは、2010年5月28日にその運用を開始した。

トラストの主たる事務所は、ケイマン諸島 KY1-1106、グランド・ケイマン、フォート・ストリート、バターフィールド・ハウス、私書箱2330である。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）に基づく投資信託として認可されており、したがって、ケイマン諸島金融庁の規制下にある。

ファンドの投資目的は、主に不動産投資信託証券（REIT等）で構成され、積極的に運用されるポートフォリオの投資成果を、異なる通貨（豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券につき、それぞれ豪ドル、NZドルおよび米ドル）で追求することである。REIT等は、(a)すべての法的形態による不動産投資信託証券、(b)すべての法的形態による不動産運用会社、ならびに(c)上記(a)および(b)に準じる会社の優先証券、参加証書および配当権証書等の株式に類似の証券等を含むがこれらに限られない。投資顧問会社（またはその受任者）は、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含む。）されているREIT等に投資を行い、同時に一定の為替取引（注記2.6を参照のこと。）を行うことを通じて、その投資目的の達成を目指す。

ファンドは、米ドル建てである。ファンドは、現在、豪ドル受益証券（豪ドル建て）、NZドル受益証券（NZドル建て）および米ドル受益証券（米ドル建て）の3つのクラスの受益証券を発行している。

ファンドは、2020年4月30日（「強制買戻日」）に償還する予定である。ファンドは、純資産総額が1,000万ユーロ（またはこれに相当する米ドルの金額）を下回った場合、早期に償還することができる。ファンドは信託証書に記載されたその他の状況において、早期に償還（または延期される）場合がある。

注2 - 重要な会計方針

これらの財務書類の作成にあたって適用された重要な会計方針は、以下のとおりである。

表示の基準 - 財務書類は、国際財務報告基準（IFRS）および取得原価主義に基づいて作成されているが、損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債の再評価により修正されている。

IFRSに準拠した財務書類の作成のためには、重要な会計上の見積りを行う必要があり、また、経営陣の判断を要する。財務書類に関して仮定および見積りが重要な点については、注記2.1に記載されている。

新基準および新解釈のうち、ファンドの財務書類に関係あるが、未施行のもの

IFRS第9号 - 「金融商品：分類及び測定」。2009年11月、金融資産の分類および測定に関するIFRS第9号の第1部が公表された。IFRS第9号は、最終的にはIAS第39号に代替するものである。かかる基準は、事業体に対し、金融資産の管理に関する当該事業体のビジネスモデルおよび金融資産に関する契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいてその金融資産を分類し、その後金融資産を償却原価または公正価額のいずれかで測定することを求めている。新基準は、2015年1月1日以降に開始する年度に強制適用されるが、適用に際してファンドに重大な影響を及ぼさないと予測されている。ファンドは関連する金融資産の公正価額を維持するものと予測している。

IFRS第10号 - 「連結財務諸表」は、2013年1月1日以降に開始する年度より施行し、親会社の連結財務諸表に事業体が含まれるべきかの決定要因として支配の概念を認識することを、現行の基準に紐込むものである。かかる基準は、評価の難しい支配を特定するための追加的ガイダンスを提供する。新基準は、ファンドの財務状況または実績に影響を及ぼさないと予測されている。

IFRS第12号 - 「他の事業体に対する持分の開示」は、2013年1月1日以降に開始する年度より施行し、他の事業体におけるあらゆる種類の持分の開示要件が含まれている。かかる開示要件には、ジョイント・アレンジメント、組合、特別目

的ピークルおよびその他の簿外ピークルが含まれる。新基準は、ファンドの財務状況または実績に影響を及ぼさないと予測されている。

IFRS第13号 - 「公正価額測定」は、2013年1月1日以降に開始する年度より施行される。かかる基準は、公正価額の明確な定義、ならびにIFRS内で使用する単一の公正価額の測定源および開示要件を提供することによって、一貫性の向上と複雑性を低減している。かかる開示要件は、公正価額会計の使用を拡大するものではなく、IFRS内のその他の基準において公正価額会計の利用が既に義務付けられているか、または許可されている場合の適用方法についてガイダンスを提供するものである。公正価額で測定される資産または負債に、買呼値および売呼値がある場合、基準は公正価額を最も代表する価格である呼値スプレッドの範囲内の価格に基づき評価をすることを義務付けている。また、かかる基準は、市場参加者が呼値スプレッドの範囲内での公正価額測定に実際に用いる手法である、中間市場価格またはその他の計算手法を利用することができる。新基準は、ファンドの財務状況または実績に重大な影響を及ぼさないと予測されている。

2011年12月、IASBは、IAS第32号の修正基準 - 「金融資産および金融負債の相殺」を公表した。当該修正基準により「現時点において法的拘束力のある相殺権」の意味が明確化され、また純額決済と同等とみなされる一部の総額決済システムが明確化された。当該修正基準は、2014年1月1日以降に開始する事業年度より施行される。また、2011年12月、IASBは、IFRS第7号の修正基準 - 「開示 - 金融資産および金融負債の相殺」を公表した。当該修正基準は、事業体の財務書類の利用者が、純額決済取引（当該事業体の認識されている金融資産および金融負債に関連する相殺権を含む。）が当該事業体の財務状況に与える影響または潜在的な影響を評価することを可能にする情報を提供するため、開示要件を修正したものである。当該修正基準は、2013年1月1日以降に開始する年度より施行される。ファンドは、当該指針がファンドの財務書類に与え得る影響について、現在評価を行っている。

ファンドに重大な影響を与えると考えられる、その他の未施行の基準、解釈または既存の基準に対する修正基準は存在しない。

2.1 見積りの使用 - IFRSに準拠した財務書類の作成のためには、経営陣による見積りおよび仮定が必要となるが、これは、財務書類の日付現在の資産および負債の計上額ならびに偶発債務の開示、ならびに報告期間中の収益および費用の計上額に影響を及ぼすものである。実際の業績はこれらの見積りと異なる場合があり、かかる相違は重大なものとなる可能性がある。見積りは、過去の経験および現状において妥当と判断される将来事象の予測を含むその他の要因に基づいて継続的に評価される。

2.2 現金および現金同等物 - ファンドは、すべての現金および満期日まで3ヶ月以内の短期投資対象を、現金および現金同等物とみなしている。2013年10月31日および2013年4月30日現在、ファンドは、以下の現金および現金同等物の残高を保有していた。

	(単位：米ドル)	
	2013年10月31日	2013年4月30日
定期預金	1,530,221	2,194,961
現金	161	176
	<u>1,530,382</u>	<u>2,195,137</u>

2.3 売却された有価証券に係る未収金および取得された有価証券に係る未払金 - 売却された有価証券に係る未収金および取得された有価証券に係る未払金は、貸借対照表の日付現在においてそれぞれ契約締結済であるが決済または受渡しが未了の取引を表している。これらの金額は、当初公正価額で認識され、その後公正価額で測定される。

2.4 損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債

a) 分類

ファンドは、損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産または金融負債としての投資を、投資開始時に分類する。

b) 認識 / 認識の中止

投資対象の通常の売買は、取引日、すなわちファンドが投資対象の売買を執行した日に認識される。金融資産は、投資対象からキャッシュ・フローを受領する権利が失効した場合またはファンドが所有に関する実質的にすべてのリスクおよび利益を移転した場合は、認識されない。収益は、ファンドに経済的利益が発生する可能性が高

く、かつ収益が確実に測定される場合に、発生主義により認識される。すべての費用は、発生主義により包括利益計算書において認識される。

ファンドは、売買を執行した日を基準に証券取引を記録し、取得された有価証券価額は取得額を基準に認識される。実現および未実現（損）益は包括利益計算書の収益の部に計上される。

c) 測定

損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債は、当初公正価額で認識され、その後公正価額で測定される。かかる測定は、IAS第39号 - 「金融商品：認識及び測定」に基づき、現在の金融資産に対する買呼値および現在の金融負債の売呼値(入手可能であれば)を表す。

証券取引所で取引される証券は、測定日において入手可能な直近の価格で評価される。価格が公正価額を反映していない場合、かかる証券は管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により公正価額を反映していると判断する価格で測定される。北米地域の市場で取引されるすべての証券は、14時現在（ニューヨーク時間）の価格で評価される。

証券取引所で取引されていない証券については、その他の規制市場で取引されている場合には、上記段落に記載される方法と近似する方法で評価される。ただし、より公正な価格を反映する評価の方法が他にあると管理会社（またはその受任者）が決定した場合（例えば、キャッシュ・ファンドの場合には、譲渡性のある短期証券の評価法として適切な償却原価法）、当該評価の方法が用いられる。

規制対象証券は、管理会社（またはその受任者）が決定する公正価額で評価される。その決定で考慮される要因は、次のとおりである。（ ）当該証券の処分に対して課される制限の性質および存続期間、（ ）比較可能な証券の市場性の程度、（ ）予測されるキャッシュ・フローおよびかかるキャッシュ・フローの市場基準割引額の分析、（ ）制限のない比較可能な証券の市場価格と比較した際の当該制限付証券の取得時における市場価格の、流動性不足または制限による当初割引額（もしあれば）。

主に専門取引業者および機関投資家向け市場で取引される投資対象、証券その他の資産については、それぞれの市場における評価時点の直近で入手可能な価格を参照して評価される。

その他すべての資産は、管理会社（またはその受任者）が決定する想定される売り値で評価される。

2.5 受取配当金 - 受取配当金は、配当金を受領する権利が確定した時に認識される。これは通常、株式の配当落ち日である。損益計算書を通じて公正価額で測定する証券からの受取配当金は、包括利益計算書において「受取配当金」の項目に計上される。

2.6 為替取引

機能通貨および表示通貨 - ファンドの財務書類中の項目は、機能通貨および表示通貨である米ドルで測定される。

為替先渡取引 - 投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、一定の為替取引を行う。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々の買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を米ドル受益証券の資産と合わせて1つのプール（「共通ポートフォリオ」）において運用する。この共通ポートフォリオは、各クラスの受益証券の純資産総額に基づき、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券の3つに分けられる。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券については、以下のように、米ドルを売り下記通貨を買う為替取引を行う。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の場合において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (b) NZドル受益証券：通常の場合において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

（ファンドを代理する）投資顧問会社は、通常、当該米ドル売りの額の純資産総額の米ドルのエクスポージャーに対する比率が90%から110%となるよう調整を行う意向である。米ドル受益証券は米ドル建てであるため、（ファンドを代理する）投資顧問会社は、当該為替取引は行わない。

ファンドはまた、投資戦略の一環として為替先渡取引を行う。当該為替先渡取引は、投資有価証券明細表の未決済為替先渡取引（ファンド合計）に含まれている。ファンド合計が為替先渡取引の実現および未実現損益は、ファンド内のすべての受益者に案分して割り当てられる。これらの取引は、主に米ドル建て以外の投資をヘッジする。

為替先渡取引に係る未実現損益は、評価日に公表された情報に基づいた、契約レートと適用される先渡レートとの差額を契約の名目元本に適用することで計算される。

取引および残高 - 米ドル以外の通貨で保有される資産および負債は、貸借対照表日現在の実勢為替レートで換算される。収益および費用は、収益または費用が発生した日現在の実勢為替レートで換算される。為替取引から生じる利益および損失は、それらが発生した期間の包括利益計算書において計上され、証券価格の変動から生じる利益および損失と分離して計上しない。

2.7 金融商品の相殺 - 損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債は相殺され、認識された金額を相殺する法的に執行可能な権利があり、かつ、純額ベースで決済する意図または資産を認識すると同時に負債を決済する意図がある場合、その純総額は貸借対照表にて報告される。

2.8 受益者への分配 - 管理会社は、受益者に対する、ファンドのインカムゲインおよびキャピタルゲインもしくは未実現売買益またはファンドの元本部分からも分配を宣言することができる。受益者に対する分配は、分配基準日（注記 4 で定義する。）に計上される。ただし、当該分配基準日がファンド営業日（注記 4 で定義する。）でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定である。

2.9 クラスの評価 - 純資産価格は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券の間で、各受益証券に帰属する資産および負債（豪ドル受益証券およびNZドル受益証券双方に個別に割り当てられる為替取引の損益を含むが、これらに限られない。）が、別のクラスの受益証券の保有者ではなく各受益証券のそれぞれの保有者のみによって実際に負担されることを確実にするために、管理会社（またはその受任者）によって決定された合理的な割当方法に基づき割り当てられる。ファンド営業日の正午現在（ニューヨーク時間）の適用ある為替レートで、豪ドル受益証券に帰属する純資産価格は豪ドルに、そしてNZドル受益証券に帰属する純資産価格はNZドルに換算される。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券の1口当り純資産価格は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券に帰属する純資産価格の総額を豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の発行済受益証券口数で除して計算される。

2.10 買戻可能受益証券 - ファンドは、保有者の選択により買戻可能な3つのクラスの受益証券を発行する。かかる受益証券は、すべてが同一ではないために金融負債に分類される。買戻可能受益証券はいつでもファンドの受益証券のクラスに起因するファンドの純資産価格で現金による買戻しを行うことができる。

買戻可能受益証券は、保有者がファンドに受益証券を買戻す権利を行使した場合、貸借対照表日において買戻受益証券未払金にて計上される。

買戻可能受益証券は、その発行時または買戻時におけるファンドの受益証券1口当り純資産価格に基づき、保有者の請求により発行または買戻される。ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、買戻可能な各クラスの受益証券保有者に帰属する純資産を各クラスの発行済買戻可能受益証券の総数で除して計算される。

2.11 補償 - 受託会社、管理会社および投資顧問会社は、ファンドを代理して、様々な補償を含む特定の契約を締結する。これらの取決めに基づくファンドの最大エクスポージャーは計り知れない。しかしながら、ファンドは以前にこれらの契約に基づく損害賠償を求められたことはなく、損失のリスクはほとんどないものと予測している。

2.12 所得税（ケイマン諸島） - ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他のケイマン諸島の税金は適用されないため、財務書類中に所得税の項目は設けられていない。ファンドによって得られた受取配当金は一般的に外国の源泉徴収税を課せられる。

2.13 公正価額の見積り - ファンドは、IFRS第7号の基準を遵守している。かかる基準は、ファンドが、測定に用いる入力値の重要性を反映した公正価額ヒエラルキーを用いて公正価額測定を分類することを義務付けている。公正価額ヒエラルキーには、以下のレベルがある。

- ・レベル1の公正価額測定は、同一の資産または負債の活発な市場における（調整なしの）市場相場価格から算出される。
- ・レベル2の公正価額測定は、資産または負債に関して、直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から算出される金額）に観測可能な、レベル1における市場相場価格以外の重要な入力値から算出される。
- ・レベル3の公正価額測定は、重要でありかつ観測可能な市場データに基づかない、資産または負債の入力値（観測不能な入力値）を用いた評価方法により算出される。

公正価額測定全体が分類される公正価額ヒエラルキーのレベルは、公正価額測定に対して全体的に重要な影響を与える最も低いレベルの入力値を基準として決定される。このため、公正価額測定に対して全体的に入力値の公正価額に対する重要性が評価される。観測不能な入力値に基づく重要な調整を必要とする場合には、観測可能な入力値（すなわ

ち、レベル3の測定）が使用される。特定の入力値の公正価額測定全体に対する重要性の評価には、資産または負債に特有の要因を考慮して判断することが必要となる。

「観測可能」なデータの判定には、ファンドの重要な判断が必要となる。ファンドは、直ちに入手可能であり、定期的に公表およびアップデートされ、信頼性があり、検証可能であり、かつ公である市場データで、当該市場に活発に参加している独立した情報源が提供したデータを観測可能データとして認識する。

以下の表は、2013年10月31日現在においてファンドの金融資産および金融負債の評価に使用された入力値に基づく公正価額の要約である。

（単位：米ドル）

	（調整なしの） 同一の投資対象 の活発な市場に おける市場相場 価格 （レベル1）	重要な影響を与 えるその他観測 可能な入力値 （レベル2）	重要な影響を与 える観測不能な 入力値 （レベル3）	2013年 10月31日現在の 公正価額
金融資産				
普通株式および優先株式				
不動産業	2,327,202	-	-	2,327,202
REIT等	87,980,561	-	-	87,980,561
保管／倉庫業	169,460	-	-	169,460
金融デリバティブ商品				
為替先渡取引	-	93,018	-	93,018
損益計算書を通じて公正価額 で測定する金融資産	90,477,223	93,018	-	90,570,241
金融負債				
金融デリバティブ商品				
為替先渡取引	-	804,782	-	804,782
損益計算書を通じて公正価額 で測定する金融負債	-	804,782	-	804,782

以下の表は、2013年4月30日現在においてファンドの金融資産および金融負債の評価に使用された入力値に基づく公正価額の要約である。

（単位：米ドル）

	（調整なしの） 同一の投資対象 の活発な市場に おける市場相場 価格 （レベル1）	重要な影響を与 えるその他観測 可能な入力値 （レベル2）	重要な影響を与 える観測不能な 入力値 （レベル3）	2013年 4月30日現在の 公正価額
金融資産				
普通株式および優先株式				
宿泊業	123,683	-	-	123,683
不動産業	1,581,712	-	-	1,581,712
REIT等	101,052,780	-	-	101,052,780
保管／倉庫業	125,204	-	-	125,204
金融デリバティブ商品				
為替先渡取引	-	781,259	-	781,259
損益計算書を通じて公正価額 で測定する金融資産	102,883,379	781,259	-	103,664,638
金融負債				
金融デリバティブ商品				
為替先渡取引	-	380,605	-	380,605
損益計算書を通じて公正価額 で測定する金融負債	-	380,605	-	380,605

2013年10月31日に終了した6ヶ月間および2013年4月30日に終了した年度中、レベル間の移動はなかった。

注3 - 金融リスク管理

リスク管理全般 - ファンドは、その業務上、市場リスク（価格リスク、通貨リスクおよび金利リスクを含む。）、信用リスクおよび流動性リスク等、さまざまな金融リスクにさらされている。ファンドのリスク管理全般に係るプログラムは、金融市場の予測不可能性に着目し、ファンドの財務実績に及ぶ可能性のある悪影響の最小化を目指す。投資顧問会社は、すべてのリスク種別および業務におけるリスク・エクスポージャーに関して、リスク耐力全体の監視および測定を行う。

価格リスク - 価格リスクとは、個別の金融商品に固有の要因に起因するものであるか、市場で取引される類似の金融商品に影響を及ぼす要因に起因するものであるかにかかわらず、市場価格の変動（金利リスクまたは通貨リスクから生じるものを除く。）により金融商品の公正価額または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクをいう。ファンドは、有価証券およびデリバティブへの投資から生じる市場価格リスクにさらされている。

以下は、（経営陣が合理的に起こり得ると判断する変動を表す感応度を5%として）海外不動産およびREIT株式価格が5%変動した場合におけるファンドの感応度に関する記述である。したがって、将来の価格変動は感応度分析の結果を上回ることも下回ることもあり、また、かかる変動は必ずしもファンドの純資産に対する実際の影響を示すものではない。

2013年10月31日時点において、その他すべての変数を一定として、海外不動産およびREIT株式価格が5%上昇または下落したと仮定した場合、ファンドの営業利益は、4,523,861米ドルの増加または減少となったと考えられる。

2013年4月30日時点において、その他すべての変数を一定として、海外不動産およびREIT株式価格が5%上昇または下落したと仮定した場合、ファンドの営業利益は、5,144,169米ドルの増加または減少となったと考えられる。

通貨リスク - ファンドの主な投資は米ドル建てではあるが、ファンドは、ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドル建て以外の通貨建てで、一定の資産を保有し負債を負っている。また、ファンドは、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関連し為替先渡取引を行う。為替先渡取引は、それらの受益証券の米ドルのエクスポージャーを大幅にヘッジすることを目的に行われる。かかる為替先渡取引により生じる利益および損失は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に割り当てられる。

以下の表は、2013年10月31日現在のファンドの様々な為替先渡契約の通貨エクスポージャーの要約である。本表は未決済為替先渡取引における未実現損益を算入するものであるが、かかる為替先渡取引における想定エクスポージャーを考慮していない。

（単位：米ドル）

2013年10月31日現在	現金および 現金同等物	損益計算書を 通じて 公正価額で 測定する 金融資産	損益計算書を 通じて 公正価額で 測定する 金融負債	その他の 資産および その他の負債	純額
豪ドル	101,489	8,097,135	(131,945)	(97,531)	7,969,148
カナダドル	206,674	4,563,960	(13,016)	11,547	4,769,165
ユーロ	66,990	5,364,556	(26,821)	-	5,404,725
英ポンド	16,306	5,629,658	(1,693)	13,308	5,657,579
香港ドル	20,547	1,421,939	-	-	1,442,486
日本円	39,236	5,874,694	(2,419)	33,800	5,945,311
ノルウェー・クローネ	103	104,606	(1,228)	-	103,481
NZドル	81	298	(582)	(286,944)	(287,147)
スウェーデン・クローナ	87	227,622	(12)	444	228,141
シンガポールドル	16,038	2,117,302	(24,894)	22,272	2,130,718
米ドル	1,062,831	57,168,471	(602,172)	200,329	57,829,459
	1,530,382	90,570,241	(804,782)	(102,775)	91,193,066

以下の表は、2013年4月30日現在のファンドの様々な為替先渡契約の通貨エクスポージャーの要約である。本表は未決済為替先渡取引における未実現損益を算入するものであるが、かかる為替先渡取引における想定エクスポージャーを考慮していない。

（単位：米ドル）

2013年4月30日現在	現金および 現金同等物	損益計算書を 通じて 公正価額で 測定する 金融資産	損益計算書を 通じて 公正価額で 測定する 金融負債	その他の 資産および その他の負債	純額
豪ドル	58,282	10,874,780	(15,675)	(2,117,288)	8,800,099
カナダドル	21,747	5,005,706	(60,363)	12,540	4,979,630
ユーロ	35,713	6,478,690	(150,997)	108,695	6,472,101
英ポンド	219	5,474,638	(120,010)	28,213	5,383,060
香港ドル	63	1,607,543	-	3,280	1,610,886
日本円	7	6,744,125	(8,717)	94,206	6,829,621
ノルウェー・クローネ	1	88,398	(1,412)	1,636	88,623
NZドル	83	142,306	(4,950)	106,165	243,604
スウェーデン・クローナ	35	-	-	-	35
シンガポールドル	8,777	2,602,602	(18,481)	10,435	2,603,333
米ドル	2,070,091	64,645,850	-	2,246,982	68,962,923
南アフリカ・ランド	119	-	-	-	119
	2,195,137	103,664,638	(380,605)	494,864	105,974,034

以下の表は、2013年10月31日および2013年4月30日における外国為替の変動に対するファンドの資産および負債の感応度の要約である。この分析は、その他すべての変数を一定として、該当する外国為替レートが米ドルに対して以下の表に記載された割合で上昇／（低下）したという仮定に基づいている。これは、経営陣が、過去の当該外国為替レートの変動を考慮して算出した、合理的に起こり得る当該レートの変動の最も正確な推定値である。買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産のかかる増減は、主に、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券特有の為替先渡取引における公正価額の変動によるものである。

（単位：米ドル）

通貨	合理的に 起こり得る 為替変動		2013年 10月31日	通貨	合理的に 起こり得る 為替変動		2013年 4月30日
豪ドル	+/-9%	+/-	3,173,520	豪ドル	+/-1%	+/-	464,926
カナダドル	+/-4%	+/-	2,402	カナダドル	+/-3%	+/-	3,951
ユーロ	+/-5%	+/-	2,593	ユーロ	+/-1%	+/-	2,521
英ポンド	+/-3%	+/-	3,812	英ポンド	+/-5%	+/-	6,308
香港ドル	+/-0%	+/-	1,442	香港ドル	+/-0%	+/-	805
日本円	+/-1%	+/-	87	日本円	+/-22%	+/-	36,191
ノルウェー・ クローネ	+/-1%	+/-	13	ノルウェー・ クローネ	+/-2%	+/-	4
NZドル	+/-4%	+/-	247,756	NZドル	+/-4%	+/-	319,546
スウェーデン・ クローナ	+/-2%	+/-	68	スウェーデン・ クローナ	+/-3%	+/-	1
シンガポールドル	+/-0%	+/-	162	シンガポールドル	+/-0%	+/-	69
				南アフリカ・ ランド	+/-17%	+/-	20

金利リスク - 金利リスクとは、市場金利の変動により金融商品の公正価額または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクをいう。ファンドは、貸借対照表において現金および現金同等物に分類される、定期預金中の短期投資対象を除いて、金利の付された証券を保有していないため、直接的には金利リスクにさらされていない。金利が上昇し、配当利回りが相対的に低下した場合には、REIT等の価格は、通常下落傾向となる。また、借入れを行うREIT等においては、金利上昇時には金利負担の増大により収益性が悪化する可能性がある。このような場合には、ファンドのポートフォリオを構成するREIT等の価格が影響を受け、ファンドの純資産価格が下落することがある。

2013年10月31日時点において、ファンドのREIT等のポートフォリオの公正価額は90,307,763米ドルであり、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の99.0%を占めた。

2013年4月30日時点において、ファンドのREIT等のポートフォリオの公正価額は102,634,492米ドルであり、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の96.8%を占めた。

信用リスク - ファンドは、信用リスクにさらされている。これは、取引相手方または金融機関がファンドに対する支払債務を履行することができないリスクである。

2013年10月31日および2013年4月30日現在のすべての金融資産に係る信用リスクの最大エクスポージャーは、貸借対照表上の現金および現金同等物ならびに為替先渡取引に係る未実現利益の帳簿価額である。ファンドは、担保その他の信用補完を受けていない。ファンドは、保有する現金資源を信用度の高い金融機関に預け入れることによって信用リスクを管理している。

さらに、ファンドは、その投資対象について、保管会社を利用することで信用リスクにさらされている。2013年10月31日および2013年4月30日現在、実質的にすべての現金および現金同等物ならびに投資対象は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「保管会社」）によって保管されている。保管会社が破綻または支払不能に陥った場合、保管会社において保管されている投資対象に関するファンドの権利が遅延または制限されることがある。

流動性リスク - 流動性リスクとは、ファンドが金融負債に関連する債務を履行するにあたり困難に直面するリスクをいう。

ファンドは、買戻可能受益証券の買戻しを日々行うため、著しい流動性リスクにさらされている。ファンドは、その資産の大部分を、活発な市場で取引されている容易に売却することが可能な証券に投資することにより、このリスクを管理している。ただし、将来においてもかかる流動性の条件が継続するという保証はない。

また、ファンドは、為替先渡取引に伴う契約上の現金流出に関連する流動性リスクにもさらされている。しかしながら、投資有価証券明細表に記載のとおり、かかる流出は対応する為替先渡取引によって純額ベースで管理されている。

注4 - 買戻可能受益証券

受益証券の概要 - 発行される受益証券口数は、制限が無く、無額面である。各受益証券はファンドに対する一定の受益権を表章するため、ファンドの償還時に受益者へ支払われる金額は、該当するクラスの受益証券に帰属する純資産総額を、かかる時点における当該クラスの発行済受益証券口数の合計で除した額に対する、当該受益者の保有持分額と等しくな

る。受益証券は記名式で発行され、申込者が別途要求しない限り、券面は発行されない。ファンドの受益者名簿が受益証券の所有権の最終的な証拠となり、（要求のあった場合に）発行された券面は、かかる券面の発行日において当該受益者名簿に記載されたポジションの証拠となる。

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがある。かかる状況において、受益者の決議は、トラストの発行済受益証券の純資産総額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決される。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、かかるシリーズ・トラストの受益者は、かかるシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産総額の過半数の賛成票または書面での同意による決議により、別個に、議決権を行使する必要がある。

受益証券の当初募集 - ファンドは、現在3つのクラスの受益証券を募集している。豪ドル受益証券は豪ドル建て、NZドル受益証券はNZドル建て、米ドル受益証券は米ドル建てである。受益証券は、豪ドル受益証券1口当り10.00豪ドル、NZドル受益証券1口当り10.00NZドルおよび米ドル受益証券1口当り10.00米ドルの当初募集価格に野村證券株式会社（「販売会社」）に支払われた申込手数料を加算して、2010年5月17日から2010年5月27日（当日を含む。）までの期間に当初募集が行われた。投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上、NZドル受益証券は100口以上、米ドル受益証券は100口以上であった。

受益証券の継続募集 - ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日（毎年12月24日を除く。）、かつ日本において販売会社が営業を行っている日、または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日（「ファンド営業日」）に、当該ファンド営業日時点における、当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に、販売会社に支払われる申込手数料を加算して適格投資家に対する追加の豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券を募集することができる。受益者および適格投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上1口単位、NZドル受益証券は100口以上1口単位、米ドル受益証券は100口以上1口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するその他の口数とする。

受益証券の買戻し - 受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができる。受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社（またはその受任者）が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社（またはその受任者）が決定しない限り、取消することができないものとする。

分配 - 管理会社（またはその受任者）は、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の口数に応じてファンドのインカムゲインおよびキャピタルゲインから随時分配を行うことができる。また、管理会社（またはその受任者）は、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売却益またはファンドの元本部分からも分配を行うことができる。

管理会社（またはその受任者）は、毎月10日（「分配基準日」）時点の受益者に対し、毎月分配を行う予定である。ただし、当該分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定である。

分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2013年10月31日に終了した6ヶ月間において、管理会社は、豪ドル受益証券に対して、1口当り合計0.3954米ドルで総額1,323,081米ドル、NZドル受益証券に対して、1口当り合計0.2900米ドルで総額187,487米ドル、米ドル受益証券に対して、1口当り合計0.2400米ドルで総額988,379米ドルの分配を宣言し、支払った。

2013年4月30日に終了した年度において、管理会社は、豪ドル受益証券に対して、1口当り合計0.8685米ドルで総額2,964,471米ドル、NZドル受益証券に対して、1口当り合計0.5897米ドルで総額430,005米ドル、米ドル受益証券に対して、1口当り合計0.4800米ドルで総額1,064,829米ドルの分配を宣言し、支払った。

2013年10月31日に終了した期間における受益証券の取引および受益証券1口当り純資産価格は以下のとおりである。

	豪ドル受益証券 (豪ドル)	NZドル受益証券 (NZドル)	米ドル受益証券 (米ドル)
期首現在の受益証券口数	3,358,357	713,300	3,980,010
受益証券の発行口数	881,050	69,220	1,614,755
受益証券の買戻口数	(1,113,452)	(200,260)	(1,515,320)
2013年10月31日現在の受益証券口数	3,125,955	582,260	4,079,445
2013年10月31日現在の純資産総額	37,422,183	6,981,783	49,993,664

2013年10月31日現在の受益証券 1口当り純資産価格	11.97	11.99	12.26
2013年10月31日現在の純資産総額 （米ドルで表示）	35,421,975米ドル	5,777,426米ドル	49,993,665米ドル
2013年10月31日現在の受益証券 1口当り純資産価格（米ドルで表示）	11.33米ドル	9.92米ドル	12.26米ドル

2013年4月30日に終了した年度における受益証券の取引および受益証券1口当り純資産価格は以下のとおりである。

	豪ドル受益証券 （豪ドル）	NZドル受益証券 （NZドル）	米ドル受益証券 （米ドル）
期首現在の受益証券口数	3,437,540	679,962	2,052,257
受益証券の発行口数	3,090,791	500,300	3,605,583
受益証券の買戻口数	(3,169,974)	(466,962)	(1,677,830)
2013年4月30日現在の受益証券口数	3,358,357	713,300	3,980,010
2013年4月30日現在の純資産総額	43,603,445	9,260,455	52,812,247
2013年4月30日現在の受益証券 1口当り純資産価格	12.98	12.98	13.27
2013年4月30日現在の純資産総額 （米ドルで表示）	45,216,779米ドル	7,945,008米ドル	52,812,247米ドル
2013年4月30日現在の受益証券 1口当り純資産価格（米ドルで表示）	13.46米ドル	11.14米ドル	13.27米ドル

ファンドの資本額は、主にこれらの買戻可能受益証券によって構成されている。ファンドは、注記1に記載の投資目的および注記3に記載のリスク管理方針に基づき、買戻可能受益証券の買付申込代金を適切な投資対象に投資し、かつ買戻しに応じるために十分な流動性を維持するよう努める。

注5 - 受託会社、保管会社および事務代行会社報酬

当事者がその他の当事者を支配することができる場合または財務上もしくは業務上の決定を行う際にその他の当事者に多大な影響力を及ぼすことができる場合、当事者は関連しているとみなされる。当該期間中に以下の関連当事者間取引が行われた。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ファンドの受託会社として行為する。受託会社は、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%の報酬を受け取る。かかる報酬は毎月計算され支払われ、最低年間報酬を10,000米ドルとする。2013年10月31日に終了した6ヶ月間および2013年4月30日に終了した年度中に受託会社が受け取った報酬ならびに2013年10月31日および2013年4月30日現在の受託会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

受託会社は保管会社との間で保管契約を結んでいる。保管会社は、最低合計年間報酬を5,000米ドルとし、ファンドが各市場で行う投資の市場価格および取引量に基づき毎月計算され支払われる報酬（ただし、年率0.30%を超えないものとする。）を受け取る。2013年10月31日に終了した6ヶ月間および2013年4月30日に終了した年度中に保管会社が受け取った報酬ならびに2013年10月31日および2013年4月30日現在の保管会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

管理会社はブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「事務代行会社」）との間で事務代行会社契約を結んでいる。事務代行会社は、毎月計算され支払われるファンドの会計管理役務に関する報酬として、最低年間報酬を80,000米ドルとし、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年間最大0.08%の額を受け取る。2013年10月31日に終了した6ヶ月間および2013年4月30日に終了した年度中に事務代行会社が受け取った報酬ならびに2013年10月31日および2013年4月30日現在の事務代行会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

注6 - 管理会社および投資顧問会社報酬

管理会社は、毎月支払われる報酬として、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.02%に相当する額を受け取る資格を有する。2013年10月31日に終了した6ヶ月間および2013年4月30日に終了した年度中に管理会社が受け取った報酬ならびに2013年10月31日および2013年4月30日現在の管理会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

投資顧問会社は、当該月の最終日から30暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる投資顧問会社報酬として、各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率1.00%の額を受け取る。2013年10月31日に終了した6ヶ月間および2013年4月30日に終了した年度中に投資顧問会社が受け取った報酬ならびに2013年10月31日および2013年4月30日現在の投資顧問会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

RREEF アメリカ・エル・エル・シー（「副投資顧問会社」）は、報酬として各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を、投資顧問契約に基づいて投資顧問会社が受領する報酬から、受け取ることができる。

注7 - 代行協会員報酬

野村證券株式会社（「代行協会員」）は、2010年3月29日付の代行協会員契約に従い代行協会員に任命された。代行協会員は当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%の報酬（月毎に計算され支払われる）を受け取る。2013年10月31日に終了した6ヶ月間および2013年4月30日に終了した年度中に代行協会員が受け取った報酬ならびに2013年10月31日および2013年4月30日現在の代行協会員に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

注8 - 後発事象

経営陣は、2013年12月17日、すなわち財務書類が公表可能となった日までの後発事象の検討を行った。

2013年11月1日から2013年12月17日までで、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券に対して、それぞれ515,524米ドル、77,618米ドルおよび3,260,920米ドルの募集が行われた。また、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券に対して、それぞれ2,430,348米ドル、624,976米ドルおよび2,611,430米ドルの買戻しが行われた。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券に対して、それぞれ388,166米ドル、55,094米ドルおよび325,307米ドルの分配が行われた。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド

(ケイマン籍の投資信託)

投資有価証券明細表

2013年10月31日現在 (未監査)

(米ドル建てのシリーズ・トラスト)

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)	(円)
普通株式 (97.1%)				
オーストラリア (8.9%)				
REIT (8.9%)				
194,228	CFS Retail Property Trust Group	0.4	380,562	38,977,160
140,238	Commonwealth Property Office Fund	0.2	158,627	16,246,577
879,922	Dexus Property Group	1.0	903,686	92,555,520
253,657	Federation Centres Ltd.	0.6	595,446	60,985,579
187,296	Galileo Japan Trust	0.3	267,700	27,417,834
114,385	Goodman Group	0.6	547,852	56,111,002
155,017	GPT Group	0.6	541,439	55,454,182
581,338	Mirvac Group Class REIT	1.0	957,462	98,063,258
257,650	Stockland	1.1	977,953	100,161,946
238,318	Westfield Group	2.7	2,440,774	249,984,073
111,174	Westfield Retail Trust	0.4	325,166	33,303,502
			8,096,667	829,260,634
オーストラリア合計				
			8,096,667	829,260,634
カナダ (5.0%)				
不動産業 (0.5%)				
26,603	First Capital Realty, Inc.	0.5	464,612	47,585,561
REIT (4.5%)				
45,412	Allied Properties Real Estate Investment Trust	1.6	1,466,939	150,243,892
11,085	Boardwalk Real Estate Investment Trust	0.7	628,602	64,381,417
93,191	Chartwell Retirement Residences Class Common S	1.1	948,659	97,161,655
40,955	RioCan Real Estate Investment Trust	1.1	1,006,160	103,050,907
			4,050,360	414,837,871
カナダ合計				
			4,514,972	462,423,432
フィンランド (0.1%)				
不動産業 (0.1%)				
32,590	Citycon OYJ	0.1	116,521	11,934,081
フィンランド合計				
			116,521	11,934,081
フランス (4.4%)				
REIT (4.4%)				
2,600	Fonciere Des Regions	0.3	223,279	22,868,235
2,186	Gecina SA	0.3	292,867	29,995,438
15,600	Klepierre	0.8	701,541	71,851,829
2,150	Societe Fonciere Lyonnaise SA	0.1	114,370	11,713,775
10,190	Unibail-Rodamco SE	2.9	2,673,589	273,828,985
			4,005,646	410,258,263
フランス合計				
			4,005,646	410,258,263
ドイツ (1.0%)				
不動産業 (0.8%)				
5,750	Deutsche Euroshop AG	0.3	256,002	26,219,725
24,840	DIC Asset AG	0.3	275,215	28,187,520
3,376	LEG Immobilien AG	0.2	192,759	19,742,377
			723,976	74,149,622
REIT (0.2%)				
16,060	Alstria Office REIT AG	0.2	203,874	20,880,775
ドイツ合計				
			927,850	95,030,397
香港 (1.4%)				
REIT (1.4%)				
204,000	Champion REIT	0.1	91,041	9,324,419

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額	
			(米ドル)	(円)
普通株式（97.1%）（続き）				
香港（1.4%）（続き）				
REIT（1.4%）（続き）				
234,000	Link REIT	1.3	1,183,137	121,176,892
			1,274,178	130,501,311
	香港合計		1,274,178	130,501,311
日本（6.4%）				
REIT（6.4%）				
50	フロンティア不動産投資法人	0.6	500,764	51,288,249
46	グローバル・ワン不動産投資法人	0.3	271,360	27,792,691
250	GLP投資法人	0.3	260,061	26,635,448
760	ジャパン・ホテル・リート投資法人クラスREIT	0.4	358,125	36,679,163
35	ジャパンリアルエステイト投資法人	0.4	401,172	41,088,036
319	日本リートリアルファンド投資法人クラスREIT	0.7	647,750	66,342,555
25	森ヒルズリート投資法人クラスA	0.2	175,497	17,974,403
20	森トラスト総合リート投資法人	0.2	178,095	18,240,490
73	日本アコモデーションファンド投資法人クラスA	0.6	524,351	53,704,029
96	日本ビルファンド投資法人クラスREIT	1.3	1,190,341	121,914,725
398	野村不動産マスターファンド投資法人クラスREIT	0.4	407,935	41,780,703
80	野村不動産オフィスファンド投資法人クラスA	0.4	395,721	40,529,745
21	プレミア投資法人	0.1	86,011	8,809,247
77	東急リアル・エステート投資法人	0.5	475,415	48,692,004
			5,872,598	601,471,487
	日本合計		5,872,598	601,471,487
オランダ（0.3%）				
REIT（0.3%）				
7,200	Corio NV	0.3	314,539	32,215,084
	オランダ合計		314,539	32,215,084
ノルウェー（0.1%）				
不動産業（0.1%）				
81,650	Norwegian Property ASA	0.1	104,606	10,713,747
	ノルウェー合計		104,606	10,713,747
シンガポール（2.5%）				
不動産業（0.1%）				
28,000	CapitaLand Ltd.	0.1	70,434	7,213,850
REIT（2.4%）				
219,000	Ascendas Real Estate Investment Trust	0.4	418,471	42,859,800
246,000	CapitaCommercial Trust	0.3	292,550	29,962,971
350,000	CapitaMall Trust	0.6	570,023	58,381,756
128,000	CDL Hospitality Trusts	0.2	171,830	17,598,829
183,000	Fortune REIT	0.2	147,761	15,133,682
69,000	Keppel REIT	0.1	67,314	6,894,300
98,000	Mapletree Commercial Trust	0.1	99,557	10,196,628
58,000	Mapletree Industrial Trust	0.1	64,767	6,633,436
262,000	Suntec Real Estate Investment Trust	0.4	362,275	37,104,206
			2,194,548	224,765,606
	シンガポール合計		2,264,982	231,979,456
スウェーデン（0.3%）				
不動産業（0.3%）				
748	Castellum AB	0.0	11,489	1,176,703
18,624	Fabege AB	0.3	214,693	21,988,857
			226,182	23,165,560
	スウェーデン合計		226,182	23,165,560

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	(米ドル)	公正価額 (円)
普通株式(97.1%)(続き)				
英国(6.1%)				
不動産業(0.7%)				
134,000	LXB Retail Properties Plc	0.3	260,429	26,673,138
90,747	Quintain Estates & Development Plc	0.2	141,385	14,480,652
13,838	ST Modwen Properties Plc	0.1	78,304	8,019,896
22,129	Unite Group Plc	0.1	140,753	14,415,922
			620,871	63,589,608
REIT(5.2%)				
146,300	British Land Co. Plc	1.6	1,461,620	149,699,120
12,700	Derwent London Plc	0.5	510,785	52,314,600
55,700	Great Portland Estates Plc	0.6	512,636	52,504,179
100,500	Hammerson Plc	0.9	853,928	87,459,306
92,000	Land Securities Group Plc	1.6	1,460,710	149,605,918
			4,799,679	491,583,123
保管/倉庫業(0.2%)				
71,166	Safestore Holdings Plc	0.2	169,460	17,356,093
	英国合計		5,590,010	572,528,824
米国(60.6%)				
REIT(60.6%)				
14,309	Acadia Realty Trust	0.4	383,195	39,246,832
404	American Assets Trust, Inc.	0.0	13,530	1,385,743
28,155	American Campus Communities, Inc.	1.1	982,328	100,610,034
20,342	AvalonBay Communities, Inc.	2.8	2,546,818	260,845,100
25,289	Boston Properties, Inc.	2.9	2,628,033	269,163,140
13,217	BRE Properties, Inc.	0.8	722,838	74,033,068
14,396	Camden Property Trust	1.0	925,663	94,806,404
23,751	CBL & Associates Properties, Inc.	0.5	471,932	48,335,275
12,589	Chesapeake Lodging Trust	0.3	297,982	30,519,316
69,546	Cole Real Estate Investment, Inc.	1.1	970,167	99,364,504
39,375	CubeSmart Class A	0.8	717,019	73,437,086
118,735	DCT Industrial Trust, Inc.	1.0	922,571	94,489,722
51,794	DiamondRock Hospitality Co.	0.6	593,559	60,792,313
65,214	Douglas Emmett, Inc.	1.8	1,628,394	166,780,113
70,120	Duke Realty Corp.	1.3	1,163,992	119,216,061
39,849	DuPont Fabros Technology, Inc.	1.1	996,225	102,033,365
34,032	Education Realty Trust, Inc.	0.3	311,052	31,857,946
5,870	Equity Lifestyle Properties, Inc. Class A	0.2	224,234	22,966,046
51,236	Equity Residential	2.9	2,675,544	274,029,216
10,165	Federal Realty Investment Trust	1.2	1,062,141	108,784,481
18,968	General Growth Properties, Inc.	0.4	402,311	41,204,693
85,888	Glimcher Realty Trust	1.0	888,941	91,045,337
29,681	HCP, Inc.	1.3	1,233,839	126,369,790
15,537	Health Care REIT, Inc.	1.1	1,011,925	103,641,359
38,183	Healthcare Realty Trust, Inc.	1.0	929,756	95,225,610
72,029	Host Hotels & Resorts, Inc.	1.5	1,339,739	137,216,068
5,098	Kimco Realty Corp.	0.1	109,556	11,220,726
28,467	LaSalle Hotel Properties	1.0	890,448	91,199,684
25,867	Liberty Property Trust	1.0	957,596	98,076,982
14,674	LTC Properties, Inc.	0.6	582,264	59,635,479
33,768	National Retail Properties, Inc.	1.3	1,165,334	119,353,508
47,801	Piedmont Office Realty Trust, Inc. Class A	1.0	880,494	90,180,195
19,633	Post Properties, Inc.	1.0	894,283	91,592,465
45,643	Prologis, Inc.	2.0	1,822,069	186,616,307
16,189	Public Storage	3.0	2,717,486	278,324,916
24,431	Regency Centers Corp.	1.4	1,263,083	129,364,961
36,670	Retail Properties of America, Inc. Class A	0.6	519,247	53,181,278
40,779	Rexford Industrial Realty, Inc.	0.6	566,013	57,971,051
31,894	Select Income REIT	1.0	872,620	89,373,740
37,241	Simon Property Group, Inc.	6.3	5,779,058	591,891,120
9,264	SL Green Realty Corp.	1.0	879,432	90,071,425
96,048	Spirit Realty Capital, Inc.	1.1	1,000,820	102,503,984

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)	(円)
普通株式（97.1%）（続き）				
米国（60.6%）（続き）				
REIT（60.6%）（続き）				
61,263	Sunstone Hotel Investors, Inc.	0.9	817,248	83,702,540
15,127	Taubman Centers, Inc.	1.1	995,659	101,975,395
48,224	Ventas, Inc.	3.5	3,158,190	323,461,820
28,342	Vornado Realty Trust	2.8	2,526,689	258,783,487
24,919	Weingarten Realty Investors	0.9	792,424	81,160,066
			55,233,741	5,657,039,753
			55,233,741	5,657,039,753
米国合計				
			88,542,492	9,068,522,031
普通株式合計 （取得価額：87,533,852米ドル（8,965,217,122円））				
優先株式（2.1%）				
米国（2.1%）				
REIT（2.1%）				
2,682	Chesapeake Lodging Trust	0.1	65,253	6,683,212
4,759	CubeSmart	0.1	120,783	12,370,595
23,373	Glimcher Realty Trust	0.6	556,044	56,950,026
9,304	Inland Real Estate Corp.	0.3	240,974	24,680,557
9,150	Pebblebrook Hotel Trust	0.2	233,783	23,944,055
23,546	Retail Properties of America, Inc.	0.6	540,357	55,343,364
6,627	STAG Industrial, Inc.	0.2	177,537	18,183,340
			1,934,731	198,155,149
			1,934,731	198,155,149
米国合計				
			1,934,731	198,155,149
優先株式合計 （取得価額：2,039,213米ドル（208,856,195円））				

未決済為替先渡取引（ファンド合計）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 純評価益 / （ 損 ） （ 米ドル ）	純資産に 占める 割合 （ % ）
豪ドル	Citibank N.A.	42,245	2013年11月 5 日	米ドル	40,524	(540)	(0.00)
豪ドル	HSBC Bank Plc	8,796,000	2013年11月 6 日	米ドル	8,329,372	(4,754)	(0.01)
豪ドル	Citibank N.A.	157,950	2013年11月 7 日	米ドル	151,110	(1,635)	(0.00)
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	240	2013年11月 8 日	米ドル	228	0	0.00
豪ドル	Citibank N.A.	90,750	2013年11月 8 日	米ドル	86,042	(168)	(0.00)
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	100	2013年11月12日	米ドル	95	0	0.00
豪ドル	Citibank N.A.	30,150	2013年11月12日	米ドル	28,597	(76)	(0.00)
豪ドル	Citibank N.A.	54,090	2013年11月13日	米ドル	51,159	7	0.00
カナダドル	Bank of Montreal	4,612,000	2013年11月 6 日	米ドル	4,421,521	(954)	(0.00)
ユーロ	HSBC Bank Plc	4,155,000	2013年11月 6 日	米ドル	5,648,753	(203)	(0.00)
英ポンド	HSBC Bank Plc	3,232,000	2013年11月 6 日	米ドル	5,192,462	(1,311)	(0.00)
日本円	HSBC Bank Plc	596,000,000	2013年11月 6 日	米ドル	6,074,814	(2,419)	(0.00)
ノルウェー・ クローネ	HSBC Bank Plc	595,000	2013年11月 6 日	米ドル	100,031	(2)	(0.00)
N Z ドル	Citibank N.A.	72,600	2013年11月 5 日	米ドル	60,566	(494)	(0.00)
N Z ドル	Citibank N.A.	79,105	2013年11月 7 日	米ドル	65,531	(87)	(0.00)
N Z ドル	Citibank N.A.	72,720	2013年11月 8 日	米ドル	60,002	155	0.00
N Z ドル	Citibank N.A.	120,400	2013年11月13日	米ドル	99,422	143	0.00
スウェーデン・ クローナ	HSBC Bank Plc	1,375,000	2013年11月 6 日	米ドル	212,475	(12)	(0.00)
シンガポール ドル	HSBC Bank Plc	2,674,000	2013年11月 6 日	米ドル	2,155,850	80	0.00
米ドル	Bank of Montreal	4,469,555	2013年11月 6 日	カナダドル	4,612,000	48,989	0.05
米ドル	HSBC Bank Plc	2,131,143	2013年11月 6 日	シンガポール ドル	2,674,000	(24,787)	(0.03)
米ドル	HSBC Bank Plc	5,623,560	2013年11月 6 日	ユーロ	4,155,000	(24,990)	(0.03)
米ドル	HSBC Bank Plc	213,895	2013年11月 6 日	スウェーデン・ クローナ	1,375,000	1,431	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	5,230,798	2013年11月 6 日	英ポンド	3,232,000	39,647	0.04
米ドル	HSBC Bank Plc	98,803	2013年11月 6 日	ノルウェー・ クローネ	595,000	(1,226)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	6,072,771	2013年11月 6 日	日本円	596,000,000	377	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	8,201,830	2013年11月 6 日	豪ドル	8,796,000	(122,788)	(0.13)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	622	2013年11月 7 日	豪ドル	650	7	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	269	2013年11月 7 日	N Z ドル	325	0	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	198	2013年11月 8 日	N Z ドル	240	(1)	(0.00)
米ドル	Citibank N.A.	154,876	2013年11月 8 日	豪ドル	163,350	303	0.00
米ドル	Citibank N.A.	57,195	2013年11月12日	豪ドル	60,300	151	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	330	2013年11月13日	N Z ドル	400	(1)	(0.00)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	213	2013年11月13日	豪ドル	225	0	0.00
米ドル	Bank of Montreal	4,745,209	2013年12月 5 日	カナダドル	4,967,000	(12,062)	(0.01)
米ドル	HSBC Bank Plc	2,139,732	2013年12月 5 日	シンガポール ドル	2,654,000	(107)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	104,626	2013年12月 5 日	ノルウェー・ クローネ	623,000	0	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	5,932,359	2013年12月 5 日	日本円	582,000,000	1,719	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	8,221,946	2013年12月 5 日	豪ドル	8,706,000	(1,983)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	5,708,352	2013年12月 5 日	英ポンド	3,555,000	(382)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	5,508,594	2013年12月 5 日	ユーロ	4,053,000	(1,628)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank Plc	228,692	2013年12月 5 日	スウェーデン・ クローナ	1,481,000	9	0.00

(109,592)
((11,224,413)円)

(0.12)

未決済為替先渡取引（豪ドル受益証券）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 純評価益 / （ 損 ） （ 米ドル ）	純資産に 占める 割合 （ % ）
豪ドル	Citibank N.A.	37,092,874	2013年11月26日	米ドル	35,597,809	(535,050) ((54,799,821)円)	(0.59)

未決済為替先渡取引（NZドル受益証券）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 純評価益 / （ 損 ） （ 米ドル ）	純資産に 占める 割合 （ % ）
NZドル	Citibank N.A.	7,487,655	2013年11月26日	米ドル	6,253,869	(67,122) ((6,874,635)円)	(0.07)

	純資産に 占める 割合 （ % ）	公正価額 （ 米ドル ）	（ 円 ）
投資有価証券明細表の要約			
普通株式合計	97.1	88,542,492	9,068,522,031
優先株式合計	2.1	1,934,731	198,155,149
為替先渡取引に係る未実現評価益合計	0.1	93,018	9,526,904
為替先渡取引に係る未実現評価損合計	(0.9)	(804,782)	(82,425,772)
負債を超過する現金およびその他の資産	1.6	1,427,607	146,215,509
純資産	100.0	91,193,066	9,339,993,820

[次へ](#)

投資有価証券明細表
2013年4月30日現在
(米ドル建てのシリーズ・トラスト)

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額	
			(米ドル)	(円)
普通株式 (93.4%)				
オーストラリア (9.9%)				
REIT (9.9%)				
761,066	Dexus Property Group	0.9	911,555	93,361,463
374,930	Federation Centres Ltd.	1.0	1,010,886	103,534,944
261,888	Goodman Group	1.3	1,414,921	144,916,209
261,057	GPT Group	1.0	1,109,936	113,679,645
32,101	Investa Office Fund	0.1	109,187	11,182,933
180,371	Mirvac Group Class REIT	0.3	331,069	33,908,087
295,515	Stockland	1.1	1,185,958	121,465,818
192,354	Westfield Group	2.2	2,323,838	238,007,488
611,802	Westfield Retail Trust	2.0	2,093,648	214,431,428
			10,490,998	1,074,488,015
オーストラリア合計			10,490,998	1,074,488,015
カナダ (4.7%)				
不動産業 (0.5%)				
26,437	First Capital Realty, Inc.	0.5	509,186	52,150,830
REIT (4.2%)				
43,193	Allied Properties Real Estate Investment Trust	1.4	1,481,577	151,743,116
7,803	Boardwalk Real Estate Investment Trust	0.4	504,474	51,668,227
64,094	Chartwell Retirement Residences	0.7	723,503	74,101,177
14,192	Dundee Real Estate Investment Trust	0.5	519,916	53,249,797
43,632	RioCan Real Estate Investment Trust	1.2	1,267,050	129,771,261
			4,496,520	460,533,578
カナダ合計			5,005,706	512,684,409
フィンランド (0.1%)				
不動産業 (0.1%)				
22,400	Sponda OYJ	0.1	119,487	12,237,859
フィンランド合計			119,487	12,237,859
フランス (4.6%)				
REIT (4.6%)				
5,420	Fonciere Des Regions	0.4	431,177	44,161,148
5,030	Gecina SA	0.6	604,930	61,956,931
3,528	ICADE	0.3	325,271	33,314,256
21,975	Klepierre	0.9	931,973	95,452,675
9,900	Unibail-Rodamco SE	2.4	2,588,299	265,093,584
			4,881,650	499,978,593
フランス合計			4,881,650	499,978,593
ドイツ (0.5%)				
不動産業 (0.5%)				
6,500	Deutsche Euroshop AG	0.3	278,537	28,527,760
11,300	DIC Asset AG	0.1	127,073	13,014,817
1,700	LEG Immobilien AG	0.1	93,593	9,585,795
			499,203	51,128,371
REIT (0.0%)				
3,105	Alstria Office REIT AG	0.0	37,625	3,853,553
ドイツ合計			536,828	54,981,924
香港 (1.5%)				
REIT (1.5%)				
237,000	Champion REIT	0.1	124,903	12,792,565
263,000	Link REIT	1.4	1,482,640	151,851,989
			1,607,543	164,644,554
香港合計			1,607,543	164,644,554

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)	(円)
普通株式（93.4%）（続き）				
日本（6.1%）				
REIT（6.1%）				
44	アクティビア・プロパティーズ投資法人クラスREIT	0.3	376,647	38,576,186
126	アドバンス・レジデンス投資法人	0.3	301,098	30,838,457
20	フロンティア不動産投資法人	0.2	204,213	20,915,495
42	グローバル・ワン不動産投資法人	0.3	283,315	29,017,122
237	GLP投資法人	0.2	243,937	24,984,028
459	ジャパン・ホテル・リート投資法人クラスREIT	0.2	193,867	19,855,858
53	ジャパンリアルエステイト投資法人	0.7	709,601	72,677,334
243	日本リテールファンド投資法人	0.5	575,458	58,938,408
61	森ヒルズリート投資法人クラスA	0.4	423,364	43,360,941
66	日本アコモデーションファンド投資法人クラスA	0.5	510,841	52,320,335
102	日本ビルファンド投資法人クラスREIT	1.4	1,466,031	150,150,895
29	日本プロロジスリート投資法人クラスREIT	0.2	267,866	27,434,836
48	野村不動産オフィスファンド投資法人クラスA	0.3	306,074	31,348,099
86	プレミア投資法人	0.4	398,062	40,769,510
145	ユナイテッド・アーバン投資法人クラスA	0.2	238,582	24,435,568
			6,498,956	665,623,074
日本合計			6,498,956	665,623,074
ジャージー（チャネル諸島）（0.2%）				
不動産業（0.2%）				
130,800	LXB Retail Properties Plc	0.2	235,315	24,100,962
ジャージー（チャネル諸島）合計			235,315	24,100,962
オランダ（0.9%）				
REIT（0.9%）				
12,250	Corio NV	0.5	567,692	58,143,015
5,100	Wereldhave NV	0.4	369,984	37,893,761
			937,676	96,036,776
オランダ合計			937,676	96,036,776
ノルウェー（0.1%）				
不動産業（0.1%）				
62,900	Norwegian Property ASA	0.1	88,244	9,037,950
ノルウェー合計			88,244	9,037,950
シンガポール（2.5%）				
宿泊業（0.1%）				
49,000	Overseas Union Enterprise Ltd.	0.1	123,683	12,667,613
REIT（2.4%）				
290,000	Ascendas REIT	0.6	647,269	66,293,291
350,000	CapitaCommercial Trust	0.5	485,756	49,751,130
222,000	CapitaMall Trust	0.4	418,018	42,813,404
79,000	Mapletree Greater China Commercial Trust	0.1	71,492	7,322,211
208,000	Mapletree Industrial Trust	0.2	265,043	27,145,704
374,000	Suntec REIT	0.6	590,399	60,468,666
			2,477,977	253,794,404
シンガポール合計			2,601,660	266,462,017
英国（5.0%）				
不動産業（0.1%）				
24,100	Unite Group Plc	0.1	130,277	13,342,970
REIT（4.8%）				
170,200	British Land Co. Plc	1.5	1,572,651	161,070,915
10,980	Derwent London Plc	0.4	394,046	40,358,191
54,600	Great Portland Estates Plc	0.5	451,466	46,239,148
118,850	Hammerson Plc	0.9	959,634	98,285,714
84,900	Land Securities Group Plc	1.1	1,152,634	118,052,774

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)	(円)
普通株式（93.4%）（続き）				
英国（5.0%）（続き）				
REIT（4.8%）（続き）				
47,400	Shaftesbury Plc	0.4	447,554	45,838,481
			4,977,985	509,845,224
保管／倉庫業（0.1%）				
58,800	Safestore Holdings Plc	0.1	125,204	12,823,394
	英国合計		5,233,466	536,011,588
米国（57.3%）				
REIT（57.3%）				
27,280	Acadia Realty Trust	0.7	777,480	79,629,502
971	Alexander's, Inc.	0.3	300,622	30,789,705
10,802	American Assets Trust, Inc.	0.3	359,491	36,819,068
37,506	American Campus Communities, Inc.	1.6	1,670,892	171,132,759
20,600	AvalonBay Communities, Inc.	2.6	2,708,488	277,403,341
6,734	Aviv REIT, Inc.	0.2	171,784	17,594,117
22,368	Boston Properties, Inc.	2.3	2,432,967	249,184,480
18,708	Camden Property Trust	1.3	1,343,983	137,650,739
76,027	DDR Corp.	1.3	1,388,253	142,184,872
69,724	DiamondRock Hospitality Co.	0.6	688,176	70,482,986
15,611	Digital Realty Trust, Inc.	1.0	1,091,365	111,777,603
69,295	Douglas Emmett, Inc.	1.7	1,804,442	184,810,950
113,506	Duke Realty Corp.	1.9	1,980,680	202,861,246
75,896	DuPont Fabros Technology, Inc.	1.8	1,908,784	195,497,657
41,533	Equity Residential	2.3	2,388,563	244,636,622
8,004	Extra Space Storage, Inc.	0.3	344,972	35,332,032
14,406	Federal Realty Investment Trust	1.6	1,664,325	170,460,167
53,461	General Growth Properties, Inc.	1.1	1,204,476	123,362,432
119,398	Glimcher Realty Trust	1.4	1,492,475	152,859,290
27,248	Health Care REIT, Inc.	1.9	2,032,156	208,133,418
49,018	Healthcare Realty Trust, Inc.	1.4	1,467,109	150,261,304
12,070	Home Properties, Inc.	0.7	778,756	79,760,190
47,539	Host Hotels & Resorts, Inc.	0.8	860,931	88,176,553
38,564	LaSalle Hotel Properties	0.9	996,879	102,100,347
22,203	Liberty Property Trust	0.9	948,290	97,123,862
25,028	Medical Properties Trust, Inc.	0.4	401,449	41,116,407
13,331	Pebblebrook Hotel Trust	0.3	361,137	36,987,652
14,780	Pennsylvania Real Estate Investment Trust	0.3	303,286	31,062,552
30,793	Post Properties, Inc.	1.4	1,519,019	155,577,926
53,534	Prologis, Inc.	2.1	2,235,580	228,968,104
6,348	PS Business Parks, Inc.	0.5	506,253	51,850,432
18,717	Public Storage	2.9	3,072,208	314,655,543
26,451	Regency Centers Corp.	1.4	1,465,121	150,057,693
42,161	Simon Property Group, Inc.	7.0	7,449,427	762,970,313
41,871	Spirit Realty Capital, Inc.	0.9	902,739	92,458,528
83,702	Sunstone Hotel Investors, Inc.	1.0	1,034,557	105,959,328
20,298	Taubman Centers, Inc.	1.6	1,714,775	175,627,256
29,482	UDR, Inc.	0.7	716,118	73,344,806
49,149	Ventas, Inc.	3.7	3,894,075	398,831,162
26,537	Vornado Realty Trust	2.2	2,317,476	237,355,892
			60,699,559	6,216,848,833
	米国合計		60,699,559	6,216,848,833
普通株式合計 （取得価額：87,879,478米ドル（9,000,616,137円））			98,937,088	10,133,136,553

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)	(円)
優先株式（3.7%）				
米国（3.7%）				
REIT（3.7%）				
2,682	Chesapeake Lodging Trust	0.1	72,655	7,441,325
6,445	CubeSmart	0.2	176,077	18,033,806
4,950	DuPont Fabros Technology, Inc.	0.1	131,229	13,440,474
23,950	Glimcher Realty Trust	0.6	624,137	63,924,112
9,304	Inland Real Estate Corp.	0.2	249,812	25,585,745
32,142	LaSalle Hotel Properties	0.8	852,440	87,306,905
9,150	Pebblebrook Hotel Trust	0.2	245,220	25,115,432
25,651	Retail Properties of America, Inc.	0.6	658,205	67,413,356
6,627	STAG Industrial, Inc.	0.2	185,026	18,950,363
28,650	Sunstone Hotel Investors, Inc.	0.7	751,490	76,967,606
			3,946,291	404,179,124
			3,946,291	404,179,124
米国合計				
優先株式合計			3,946,291	404,179,124
(取得価額：3,836,429米ドル(392,927,058円))				

未決済為替先渡取引（ファンド合計）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 純評価益 / （ 損 ） （ 米ドル ）	純資産に 占める 割合 （ % ）
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	2,936	2013年 5 月 7 日	米ドル	3,009	35	0.00
豪ドル	Citibank N.A.	469,026	2013年 5 月 7 日	米ドル	480,676	5,517	0.01
豪ドル	HSBC Bank PLC	9,223,000	2013年 5 月 7 日	米ドル	9,573,935	(13,361)	(0.01)
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	5,409	2013年 5 月 8 日	米ドル	5,546	61	0.00
豪ドル	Citibank N.A.	1,442,699	2013年 5 月 8 日	米ドル	1,479,243	16,146	0.02
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	134	2013年 5 月10日	米ドル	138	1	0.00
豪ドル	Citibank N.A.	3,873	2013年 5 月10日	米ドル	3,991	23	0.00
豪ドル	Citibank N.A.	445,050	2013年 5 月13日	米ドル	456,668	4,456	0.00
豪ドル	Citibank N.A.	102,560	2013年 5 月14日	米ドル	106,204	52	0.00
カナダドル	Bank of Montreal	4,661,000	2013年 5 月 7 日	米ドル	4,632,510	(5,583)	(0.01)
ユーロ	HSBC Bank PLC	4,345,000	2013年 5 月 7 日	米ドル	5,728,587	(5,623)	(0.01)
英ポンド	HSBC Bank PLC	3,092,000	2013年 5 月 7 日	米ドル	4,812,213	(6,650)	(0.01)
日本円	HSBC Bank PLC	613,000,000	2013年 5 月 7 日	米ドル	6,293,072	(8,717)	(0.01)
ノルウェー・ クローネ	HSBC Bank PLC	576,000	2013年 5 月 7 日	米ドル	100,035	(168)	(0.00)
N Z ドル	Citibank N.A.	103,983	2013年 5 月 2 日	米ドル	87,381	1,831	0.00
N Z ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	505	2013年 5 月 8 日	米ドル	427	6	0.00
N Z ドル	Citibank N.A.	129,987	2013年 5 月 8 日	米ドル	109,849	1,628	0.00
N Z ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	2,100	2013年 5 月13日	米ドル	1,782	18	0.00
N Z ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	1,376	2013年 5 月14日	米ドル	1,179	0	0.00
N Z ドル	Citibank N.A.	110,338	2013年 5 月14日	米ドル	94,566	18	0.00
シンガポール ドル	HSBC Bank PLC	3,176,000	2013年 5 月 7 日	米ドル	2,578,657	(952)	(0.00)
米ドル	Citibank N.A.	14,398	2013年 5 月 2 日	豪ドル	14,058	(180)	(0.00)
米ドル	Bank of Montreal	4,575,507	2013年 5 月 7 日	カナダドル	4,661,000	(51,421)	(0.05)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	470	2013年 5 月 7 日	N Z ドル	560	(10)	(0.00)
米ドル	Citibank N.A.	75,197	2013年 5 月 7 日	N Z ドル	89,530	(1,589)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank PLC	5,577,590	2013年 5 月 7 日	ユーロ	4,345,000	(145,374)	(0.14)
米ドル	HSBC Bank PLC	4,692,203	2013年 5 月 7 日	英ポンド	3,092,000	(113,360)	(0.10)
米ドル	HSBC Bank PLC	6,520,583	2013年 5 月 7 日	日本円	613,000,000	236,228	0.22
米ドル	HSBC Bank PLC	98,623	2013年 5 月 7 日	ノルウェー・ クローネ	576,000	(1,244)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank PLC	2,560,175	2013年 5 月 7 日	シンガポール ドル	3,176,000	(17,529)	(0.02)
米ドル	HSBC Bank PLC	9,588,507	2013年 5 月 7 日	豪ドル	9,223,000	27,933	0.03
米ドル	Citibank N.A.	52,743	2013年 5 月 8 日	豪ドル	51,440	(576)	(0.00)
米ドル	Citibank N.A.	182,268	2013年 5 月10日	豪ドル	176,867	(1,030)	(0.00)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	2,602	2013年 5 月13日	豪ドル	2,536	(25)	(0.00)
米ドル	Citibank N.A.	328,417	2013年 5 月13日	N Z ドル	387,000	(3,351)	(0.00)
米ドル	Citibank N.A.	37,063	2013年 5 月13日	豪ドル	36,120	(362)	(0.00)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	2,357	2013年 5 月14日	豪ドル	2,276	(1)	(0.00)
米ドル	Citibank N.A.	283,962	2013年 5 月14日	豪ドル	274,220	(140)	(0.00)

米ドル	Bank of Montreal	4,965,305	2013年 6 月 6 日	カナダドル	5,009,000	(3,359)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank PLC	91,073	2013年 6 月 6 日	ノルウェー・ クローネ	525,000	154	0.00
米ドル	HSBC Bank PLC	10,269,389	2013年 6 月 6 日	豪ドル	9,919,000	11,096	0.01
米ドル	HSBC Bank PLC	5,491,056	2013年 6 月 6 日	英ポンド	3,530,000	5,857	0.01
米ドル	HSBC Bank PLC	6,518,927	2013年 6 月 6 日	ユーロ	4,946,000	3,050	0.00
米ドル	HSBC Bank PLC	2,603,025	2013年 6 月 6 日	シンガポール ドル	3,206,000	942	0.00
米ドル	HSBC Bank PLC	6,530,163	2013年 6 月 6 日	日本円	636,000,000	8,940	0.01
						(56,613)	(0.05)
						(5,798,303)円)	

未決済為替先渡取引（豪ドル受益証券）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 純評価益 / （ 損 ） （ 米ドル ）	純資産に 占める 割合 （ % ）
豪ドル	Citibank N.A.	44,729,461	2013年 5 月29日	米ドル	45,987,389	318,462 (32,616,878円)	0.30

未決済為替先渡取引（NZドル受益証券）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 純評価益 / （ 損 ） （ 米ドル ）	純資産に 占める 割合 （ % ）
NZドル	Citibank N.A.	9,314,415	2013年 5 月29日	米ドル	7,839,777	138,805 (14,216,408円)	0.13

投資有価証券明細表の要約	純資産に 占める 割合 （ % ）	公正価額 （ 米ドル ）	（ 円 ）
普通株式合計	93.4	98,937,088	10,133,136,553
優先株式合計	3.7	3,946,291	404,179,124
為替先渡取引に係る未実現評価益合計	0.7	781,259	80,016,547
為替先渡取引に係る未実現評価損合計	(0.3)	(380,605)	(38,981,564)
負債を超過する現金およびその他の資産	2.5	2,690,001	275,509,902
純資産	100.0	105,974,034	10,853,860,562

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）の払込済資本金は375,000ユーロ（約5,230万円）で、2013年11月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、１株25,000ユーロ（約349万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2013年11月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝139.46円）によります。

（２）事業の内容及び営業の状況

i）管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社の目的は、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年法」といいます。）第125(1)条に規定された投資信託の運用です。ただし、管理会社は、少なくとも１つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、2010年法の第16章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

管理会社は、2013年11月末日現在、以下の投資信託のクラスを管理・運用しており、管理投資信託財産額の概算は約2.2兆円です。

（2013年11月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,803,417,281.15米ドル
		2	356,145,652.54ユーロ
		2	3,121,021,307.85豪ドル
		1	130,641,683.52カナダドル
		1	799,717,755.98ニュージーランドドル
		1	72,476,936.06英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	19	1,835,879,530.43米ドル
		7	72,030,274.88ユーロ
		3	24,782,125.83英ポンド
		5	429,099,722.02ニュージーランドドル
		11	685,958,830,677円
		4	51,815,030.40カナダドル
		7	981,287,447.68豪ドル
ケイマン諸島	その他のファンド	29	52,856,009,115円
		7	883,596,270.54豪ドル
		20	1,274,927,738.75米ドル
		1	20,869,612.39ユーロ
		3	277,697,892.66ニュージーランドドル
		1	365,650,890.13南アフリカ・ランド

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」といいます。）の管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、随時改訂される信託証書（以下「信託証書」といいます。）に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストおよびファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行い、ファンドの通常業務を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻の実行、分配の実施（もしあれば）、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します（または手配をします。）。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（管理会社の関係者を含みます。）に対して委託することができます。適用ある法律に規定された事項について、管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督する必要はなく、また、管理会社は、管理会社自らの実際の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切直接の責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、投資顧問会社、事務代行会社ならびに販売会社および代行協会に委託されています。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドに対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により、管理会社が被った作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、負債、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、受益者が書面により同意した場合を除き、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結することができます。

管理会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited）（以下「受託会社」といいます。）に対する60日以上前の書面による通知により、トラストから辞任し、解任されることがあります。かかる辞任および解任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の管理会社を選任することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、速やかに受益者の会議を招集します。受益者はいつでも、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することを決議することができます。

管理会社は辞任後、ファンドの管理者として行為した期間中において、過去または現在における受益者からの補償以外の、辞任した管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

（３）その他

本書提出前６ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2013年11月29日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝139.46円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

ルクセンブルグ

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2013年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2013年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2013年6月3日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33 rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2013 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2013, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 3, 2013

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

ルクセンブルグ

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2012年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2012年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2012年5月7日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich - Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2012 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as at March 31, 2012, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie TESTA

Luxembourg, May 7, 2012

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2013年 3 月31日現在

(ユーロで表示)

	2013年 3 月31日		2012年 3 月31日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
固定資産				
金融固定資産				
- 固定資産として保有される有価証券 (注 3)	710,111	99,032	797,977	111,286
流動資産				
債権				
- 1 年以内期限到来債権	364,956	50,897	336,353	46,908
銀行預金、郵便振替預金、小切手および 手元現金 (注12)	5,609,156	782,253	4,230,229	589,948
	<u>5,974,112</u>	<u>833,150</u>	<u>4,566,582</u>	<u>636,856</u>
資産合計	<u>6,684,223</u>	<u>932,182</u>	<u>5,364,559</u>	<u>748,141</u>
負債				
資本金および準備金				
資本金 (注 4)	375,000	52,298	375,000	52,298
法定準備金 (注 5)	37,500	5,230	37,500	5,230
その他準備金 (注 5)	1,435,000	200,125	1,560,000	217,558
繰越利益 (注 5)	2,620,869	365,506	1,166,542	162,686
当期利益 (注 5)	1,133,890	158,132	1,329,327	185,388
	<u>5,602,259</u>	<u>781,291</u>	<u>4,468,369</u>	<u>623,159</u>
引当金				
納税引当金 (注 6)	1,055,121	147,147	895,085	124,829
その他引当金 (注11)	3,047	425	1,105	154
	<u>1,058,168</u>	<u>147,572</u>	<u>896,190</u>	<u>124,983</u>
非劣後債務				
1 年以内期限到来その他債務 (注 7)	23,796	3,319	—	—
負債合計	<u>6,684,223</u>	<u>932,182</u>	<u>5,364,559</u>	<u>748,141</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2013年3月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	2013年3月31日終了年度		2012年3月31日終了年度	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用				
その他対外費用	333,462	46,505	107,329	14,968
未払利息およびその他金融費用				
- 関連事業に関する金額（注8）	32,322	4,508	116,639	16,266
所得税（注6）	160,036	22,319	180,833	25,219
当期利益	1,133,890	158,132	1,329,327	185,388
費用合計	1,659,710	231,463	1,734,128	241,841
収益				
純売上高	1,563,440	218,037	1,626,075	226,772
その他未収利息およびその他金融収益				
- 関連事業から派生する金額（注12）	—	—	6,855	956
その他営業収益（注3）	70,821	9,877	68,861	9,603
金融固定資産からの収益（注9）	25,449	3,549	32,337	4,510
収益合計	1,659,710	231,463	1,734,128	241,841

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2013年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グランド1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）で記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

固定資産として保有される有価証券

固定資産として保有される有価証券は、取得日における取得価額で計上される。期末現在で固定資産として保有される有価証券は、取得価額または時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

固定資産として保有される有価証券の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日において特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク水準を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注 3 - 固定資産として保有される有価証券

2013年3月31日に終了した事業年度中、固定資産として保有される有価証券は、投資信託の受益証券への投資により構成されていた。固定資産として保有される有価証券の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の 受益証券への投資 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	922,836
期中取得額	5,220
期中処分額	(129,085)
期末現在	798,971
評価調整	
期首現在累積評価調整	(124,859)
期末現在評価調整 (1)	35,999
期末現在累積評価調整	(88,860)
期末純評価額	710,111
期末市場価格	857,679

(1) 当該金額は、損益計算書において「その他営業収益」の項目に計上されている。

投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%超を占める受益証券を保有していない。

注 4 - 資本金

2013年3月31日および2012年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注 5 - 準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2012年 3月31日現在残高	37,500	1,560,000	1,166,542
前期の利益	—	—	1,329,327
資産税準備金の純取崩し	—	(205,000)	205,000
資産税準備金	—	80,000	(80,000)
配当金	—	—	—
2013年 3月31日現在残高	37,500	1,435,000	2,620,869

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも 5 % を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の 5 倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から 5 年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2013年 3月31日現在、配当不可能準備金は合計1,435,000ユーロであり、これは、2007年から2012年までの間に資産税積立金として計上された額の 5 倍に相当する。

2012年 5月 8 日に行われた年次株主総会により、2006年の資産税準備金の全額である205,000ユーロが取り崩され、2012年度の資産税準備金として80,000ユーロが積立てられた。

注 6 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注 7 - その他債務

2013年 3月31日現在、その他債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬で構成される（2012年：ゼロ）。

注 8 - 未払利息およびその他金融費用

	2013年 3月31日 終了年度 (ユーロ)	2012年 3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純（損失）	(30,380)	(119,696)
派生商品および為替契約に係る未実現利益 / （損失）の純増減	(1,942)	3,057
	(32,322)	(116,639)

注9 - 金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2013年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2012年3月31日 終了年度 (ユーロ)
受取配当金	25,449	32,337
	<u>25,449</u>	<u>32,337</u>

注10 - スタッフ

当社には、2013年3月31日および2012年3月31日に終了した年度中に従業員はいなかった。

注11 - その他引当金

2013年3月31日現在、「その他引当金」は、以下のとおり為替先渡契約に係る未実現損失で構成される。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	評価額 (ユーロ)
ユーロ	460,353	米ドル	592,773	2013年6月28日	(2,670)
ユーロ	65,725	日本円	7,955,390	2013年6月28日	(377)
					<u>(3,047)</u>

2012年3月31日現在、為替先渡契約に係る未実現損失は1,105ユーロであった。

注12 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2013年3月31日に終了した事業年度に利息は生じなかった（2012年：6,855ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

注13 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として保有してはいないが、投資運用に関する責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。かかる資産は、2013年3月31日現在、約17,075百万ユーロである（2012年：15,186百万ユーロ）。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2013
(expressed in Euro)

	<i>March 31, 2013</i>	<i>March 31, 2012</i>
ASSETS		
FIXED ASSETS		
Financial fixed assets		
- Securities held as fixed assets (note 3)	710,111	797,977
CURRENT ASSETS		
Debtors		
- Trade debtors becoming due and payable within one year	364,956	336,353
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand (note 12)	5,609,156	4,230,229
	<u>5,974,112</u>	<u>4,566,582</u>
TOTAL ASSETS	<u>6,684,223</u>	<u>5,364,559</u>
LIABILITIES		
CAPITAL AND RESERVES		
Subscribed capital (note 4)	375,000	375,000
Legal reserve (note 5)	37,500	37,500
Other reserves (note 5)	1,435,000	1,560,000
Results brought forward (note 5)	2,620,869	1,166,542
Profit for the financial year (note 5)	1,133,890	1,329,327
	<u>5,602,259</u>	<u>4,468,369</u>
PROVISIONS		
Provision for taxation (note 6)	1,055,121	895,085
Other provisions (note 11)	3,047	1,105
	<u>1,058,168</u>	<u>896,190</u>
NON SUBORDINATED DEBTS		
Other creditors becoming due and payable within one year (note 7)	23,796	---
TOTAL LIABILITIES	<u>6,684,223</u>	<u>5,364,559</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2013
(expressed in Euro)

	<i>Year ended March 31, 2013</i>	<i>Year ended March 31, 2012</i>
CHARGES		
Other external charges	333,462	107,329
Interest payable and other financial charges		
- concerning affiliated undertakings (note 8)	32,322	116,639
Income taxes (note 6)	160,036	180,833
Profit for the financial year	1,133,890	1,329,327
TOTAL CHARGES	<u>1,659,710</u>	<u>1,734,128</u>
INCOME		
Net turnover	1,563,440	1,626,075
Other interest receivable and other financial income		
- derived from affiliated undertakings (note 12)	---	6,855
Other operating income (note 3)	70,821	68,861
Income from financial fixed assets (note 9)	25,449	32,337
TOTAL INCOME	<u>1,659,710</u>	<u>1,734,128</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2013

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich – Building A, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1, St. Martin's-Le-Grand, London, EC1A 4NP, U.K.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under managements. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Securities held as fixed assets

Securities held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustments are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of securities held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 – Securities held as fixed assets

During the year ended March 31, 2013, securities held as fixed assets consisted of investments in units/shares of investment funds. Movements in securities held on fixed assets are summarised as follows:

*Investment in units/shares
of investment funds
EUR*

Acquisition cost	
at the beginning of the year	922,836
acquisitions during the year	5,220
disposals during the year	(129,085)
at the end of the year	798,971
Value adjustments	
cumulated value adjustments at the beginning of the year	(124,859)
Value adjustments at the end of the year ⁽¹⁾	35,999
cumulated value adjustments at the end of the year	(88,860)
Net value at the end of the year	710,111
Market value at the end of the year	857,679

⁽¹⁾ This amount is recorded in the caption "Other operating income" in the Profit and loss account.

Investment in units/shares of investment funds

The Company does not have any holdings in units/shares representing more than 20% of participating interest in the investment funds.

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2013 and 2012, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 – Reserves and Results brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Results brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2012	37,500	1,560,000	1,166,542
Previous year 's profit	---	---	1,329,327
Net release of net worth tax reserve	---	(205,000)	205,000
Net worth tax reserve	---	80,000	(80,000)
Dividends	---	---	---
Balance as at March 31, 2013	37,500	1,435,000	2,620,869

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2013, the non-distributable reserve amounted EUR 1,435,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2007 to 2012.

As per Annual General Meeting held on May 8, 2012, the 2006 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 205,000 while a net worth tax reserve of EUR 80,000 was constituted for 2012.

Note 6 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 7 – Other creditors

As at March 31, 2013, other creditors consist of audit and tax advisers fees payable (2012: nil).

Note 8 – Interest payable and other financial charges

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2013</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2012</i>
Net realised (loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(30,380)	(119,696)
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(1,942)	3,057
	<u>(32,322)</u>	<u>(116,639)</u>

Note 9 – Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2013</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2012</i>
Dividend received	25,449	32,337
	<u>25,449</u>	<u>32,337</u>

Note 10 – Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2013 and 2012.

Note 11 – Other provisions

As at March 31, 2013, “Other provisions” consist in unrealised losses on forward foreign exchange contracts, as detailed below:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Value in EUR
EUR	460,353	USD	592,773	June 28, 2013	(2,670)
EUR	65,725	JPY	7,955,390	June 28, 2013	(377)
					<u>(3,047)</u>

As at March 31, 2012, unrealised losses on forward exchange contracts amounted EUR 1,105.

Note 12 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the year ended March 31, 2013 (2012: EUR 6,855). The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

Note 13 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 17,075 million as at March 31, 2013 (2012: EUR 15,186 million).

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c．日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2013年11月29日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝139.46円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2013年9月30日現在

（ユーロで表示）

	2013年9月30日		2012年9月30日	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産				
固定資産				
金融固定資産				
- 固定資産として保有される有価証券（注3）	—	—	861,401	120,131
流動資産				
債権				
- 1年以内期限到来債権	544,047	75,873	316,981	44,206
- その他未収金（注11）	—	—	3,524	491
銀行預金、郵便振替預金、小切手および手元現金（注12）	7,148,378	996,913	4,825,804	673,007
	<u>7,692,425</u>	<u>1,072,786</u>	<u>5,146,309</u>	<u>717,704</u>
資産合計	<u>7,692,425</u>	<u>1,072,786</u>	<u>6,007,710</u>	<u>837,835</u>
負債				
資本金および準備金				
資本金（注4）	375,000	52,298	375,000	52,298
法定準備金（注5）	37,500	5,230	37,500	5,230
その他準備金（注5）	1,435,000	200,125	1,435,000	200,125
繰越利益（注5）	3,754,759	523,639	2,620,869	365,506
当期利益	758,449	105,773	524,582	73,158
	<u>6,360,708</u>	<u>887,064</u>	<u>4,992,951</u>	<u>696,317</u>
引当金				
納税引当金（注6）	1,244,340	173,536	1,014,759	141,518
非劣後債務				
税金および社会保障債務（注7）	16,185	2,257	—	—
1年以内期限到来その他債務（注7）	71,192	9,928	—	—
	<u>87,377</u>	<u>12,186</u>	<u>—</u>	<u>—</u>
負債合計	<u>7,692,425</u>	<u>1,072,786</u>	<u>6,007,710</u>	<u>837,835</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2013年9月30日に終了した期間

（ユーロで表示）

	2013年9月30日に 終了した期間		2012年9月30日に 終了した期間	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用				
その他対外費用	83,789	11,685	171,683	23,943
未払利息およびその他金融費用				
- 関連事業に関する金額（注8）	—	—	29,088	4,057
人件費				
- 給与および賃金（注10）	305,082	42,547	—	—
- 給与および賃金にかかる社会保障費（注10）	16,644	2,321	—	—
- 補完年金費用（注10）	11,351	1,583	—	—
所得税（注6）	189,219	26,388	119,674	16,690
当期利益	758,449	105,773	524,582	73,158
費用合計	1,364,534	190,298	845,027	117,847
収益				
純売上高	1,196,301	166,836	771,720	107,624
その他未収利息およびその他金融収益				
- 関連事業から派生する金額（注8、12）	31,210	4,353	—	—
その他営業収益（注3）	88,860	12,392	61,159	8,529
金融固定資産からの収益（注9）	48,163	6,717	12,148	1,694
収益合計	1,364,534	190,298	845,027	117,847

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2013年9月30日に終了した期間

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社は、2010年12月17日法の第16章の定める制限内で、その目的に直接または間接に関連するあらゆる活動を行うことができる。当社は、当期中、オルタナティブ投資ファンド運用者として認可を受けるための申請を行った。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）で記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

固定資産として保有される有価証券

固定資産として保有される有価証券は、取得日における取得価額で計上される。期末現在で固定資産として保有される有価証券は、取得価額または時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

固定資産として保有される有価証券の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日において特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク水準を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注3 - 固定資産として保有される有価証券

2013年9月30日に終了した期間中、固定資産として保有される有価証券は、投資信託の受益証券への投資により構成されていた。固定資産として保有される有価証券は、当期中にすべて売却された。

固定資産として保有される有価証券の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の 受益証券への投資 (ユーロ)
<u>取得価額</u>	
期首現在	798,971
期中取得額	—
期中処分額	(798,971)
期末現在	—
<u>評価調整</u>	
期首現在累積評価調整	(88,860)
期末現在評価調整 (1)	88,860
期末現在累積評価調整	—
期末純評価額	—
期末市場価格	—

(1) 当該金額は、損益計算書において「その他営業収益」の項目に計上されている。

投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%超を占める受益証券を保有していなかった。

注4 - 資本金

2013年9月30日および2012年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注 5 - 準備金および繰越利益

当期における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2013年 3月31日現在残高	37,500	1,435,000	2,620,869
前期の利益	—	—	1,133,890
資産税準備金の取崩し純額	—	—	—
資産税準備金	—	—	—
配当金	—	—	—
2013年 9月30日現在残高	37,500	1,435,000	3,754,759

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも 5 % を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の 5 倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から 5 年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2013年 9月30日現在、配当不可能準備金は合計1,435,000ユーロであり、これは、2007年から2012年までの間に資産税積立金として計上された額の 5 倍に相当する。

注 6 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注 7 - 非劣後債務

2013年 9月30日現在、税金および社会保障債務は、社会保障負債および給与税負債で構成される（2012年：ゼロ）。

2013年 9月30日現在、その他債務は、1 年以内に期限が到来する給与に関する積立金で構成される（2012年：ゼロ）。

注 8 - 未払利息およびその他金融費用ならびにその他未収利息およびその他金融収益

	2013年 9月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2012年 9月30日 に終了した期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益 / (損失)	28,163	(33,716)
派生商品および為替契約に係る未実現利益 / (損失) の純増減	3,047	4,628
	31,210	(29,088)

注 9 - 金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2013年 9 月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2012年 9 月30日 に終了した期間 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	47,902	—
受取配当金	261	12,148
	<u>48,163</u>	<u>12,148</u>

注10 - スタッフ

2013年 9 月30日現在、当社は 6 名の常勤スタッフを雇っている（2012年：ゼロ）。

注11 - その他未収金

2012年 9 月30日現在、「その他未収金」は、ヘッジ目的のために保有される為替先渡契約に係る未実現利益で構成され、合計3,524ユーロであった。

注12 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2013年 9 月30日および2012年 9 月30日に終了した期間中利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行（売出）価額の総額

< 訂正前 >

豪ドル受益証券 100億豪ドル（約8,782億円）を上限とします。

NZドル受益証券 100億NZドル（約7,641億円）を上限とします。

米ドル受益証券 100億米ドル（約9,836億円）を上限とします。

（後略）

< 訂正後 >

豪ドル受益証券 100億豪ドル（約9,308億円）を上限とします。

NZドル受益証券 100億NZドル（約8,313億円）を上限とします。

米ドル受益証券 100億米ドル（約 1兆242億円）を上限とします。

（後略）

(5) 申込手数料

< 訂正前 >

申込金額に対して、一律3.675%（5%の消費税込）

< 訂正後 >

申込金額に対して、一律3.675%－（税抜3.5%）

消費税率が8%となる2014年4月1日以降は、3.78%となります。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概要

< 訂正前 >

（前略）

() 資本金の額（2013年8月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,884万円）で、2013年8月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約326万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2013年8月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝130.24円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

（ ）資本金の額（2013年11月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約5,230万円）で、2013年11月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約349万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2013年11月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝139.46円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（後略）

4 手数料等及び税金

（１）申込手数料

<訂正前>

申込金額に対して、一律3.675%（5%の消費税込）

<訂正後>

申込金額に対して、一律3.675%（税抜3.5%）

消費税率が8%となる2014年4月1日以降は、3.78%となります。

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

（Ａ）日本

ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

（１）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

（２）個人に支払われるファンドの分配金について、その課税方法は以下のとおりとなります。

2013年12月31日まで

2013年12月31日までの間に個人に支払われるファンドの分配金については、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、申告不要とすることも、配当所得として確定申告をすることもできます。

受益者は、申告不要を選択した場合、10%（所得税7%、住民税3%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合の税率は、10%（所得税7%、住民税3%）となります。

なお、申告分離課税を選択した場合（源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について申告分離課税を選択した場合を含みます。）、その年分の上場株式等の譲渡損失またはその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

ただし、上記の税率は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興特別措置法」といいます。）の施行に伴い、2013年1月1日から2013年12月31日までは10.147%（所得税7.147%、住民税3%）となります。

2014年1月1日以降

2014年1月1日以降に個人に支払われるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、申告不要とすることも、配当所得として確定申告をすることもできます。

受益者は、申告不要を選択した場合、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合の税率は、20%（所得税15%、住民税5%）となります。

なお、申告分離課税を選択した場合（源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について申告分離課税を選択した場合を含みます。）、その年分の上場株式等の譲渡損失またはその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2014年1月1日から2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります。

- （3）法人（公共法人等を除きます。）が分配金を受け取る場合は、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます（2014年1月1日以降の源泉徴収税率については、15%（所得税のみ）とされます。）。法人の益金不算入の適用は認められません。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2013年1月1日から2013年12月31日までは7.147%（所得税のみ）、2014年1月1日から2037年12月31日までは15.315%（所得税のみ）、2038年1月1日以降は15%（所得税のみ）となります。

- （4）個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、その課税方法は以下のとおりとなります。

2013年12月31日まで

2013年12月31日までに生ずる譲渡損益（譲渡価額（邦貨換算額）から当該受益者の取得価額（邦貨換算額）を控除した金額をいいます。以下同じ。）は、上場株式等の譲渡所得として10%（所得税7%、住民税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、他の株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、10%（所得税7%、住民税3%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法の施行に伴い、2013年1月1日から2013年12月31日までは10.147%（所得税7.147%、住民税3%）となります。

2014年1月1日以降

2014年1月1日以降に生ずる譲渡損益における申告分離課税での税率は20%（所得税15%、住民税5%）となり、他の株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2014年1月1日から2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります。

- （5）分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

- （6）ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（4）と同様の扱いとなります。

上記記載は2013年10月31日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いに変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（B）ケイマン諸島

（中略）

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

< 訂正後 >

（前略）

（A）日本

ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- （1）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

- （2）個人に支払われるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、申告不要とすることも、配当所得として確定申告をすることもできます。

受益者は、申告不要を選択した場合、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合の税率は、20%（所得税15%、住民税5%）となります。

なお、申告分離課税を選択した場合（源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について申告分離課税を選択した場合を含みます。）、その年分の上場株式等の譲渡損失またはその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

ただし、上記の税率は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興特別措置法」といいます。）に基づき、2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります。

（3）法人（公共法人等を除きます。）が分配金を受け取る場合は、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。法人の益金不算入の適用は認められません。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2037年12月31日までは15.315%（所得税のみ）、2038年1月1日以降は15%（所得税のみ）となります。

（4）個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、譲渡損益における申告分離課税での税率は20%（所得税15%、住民税5%）となり、他の株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります。

（5）分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（6）ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（4）と同様の扱いとなります。

上記記載は2014年1月31日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いに変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（B）ケイマン諸島

（中略）

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。2014年1月31日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5 運用状況

（３）運用実績

（参考情報）

本項を以下のとおり更新します。

純資産総額および１口当りの純資産価格の推移（2013年11月末日現在）





収益率の推移（暦年ベース）＊2010年は5月28日から、2013年は11月末日まで





(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配落の額)

分配金に対する税金は考慮されておりません。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（口）日本における販売手続等

<訂正前>

（前略）

日本国内における申込手数料は、申込金額に対して、一律3.675%（5%の消費税込）です。

（後略）

<訂正後>

（前略）

日本国内における申込手数料は、申込金額に対して、一律3.675%（税抜3.5%）です（消費税率が8%となる2014年4月1日以降は、3.78%となります。）。

（後略）